

西宮市介護予防・日常生活支援総合事業

第2回 事業者説明会

【日時】：平成28年(2016年)12月19日(月)午後2～4時

【場所】：西宮市市民会館 アミティホール

次 第

1 開会

2 介護予防・日常生活支援総合事業について(説明)

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (2) 本市における総合事業
- (3) 事業の利用対象者
- (4) 予防専門型訪問サービス(現行相当)
- (5) 家事援助限定型訪問サービス(基準緩和)
- (6) 予防専門型通所サービス(現行相当)
- (7) 介護予防ケアマネジメントA(現行相当)
- (8) 利用手続き
- (9) 指定関連の事務手続き
- (10) 請求関連の事務手続き
- (11) 第1号事業のための主な準備事項・スケジュール

3 連絡事項

4 閉会

西宮市 健康福祉局

目次

1. 介護予防・日常生活支援総合事業	1
(1) 総合事業の目的	1
2. 本市における総合事業（平成 29 年 4 月から開始）	2
3. 事業の利用対象者	3
(1) 利用対象者	3
(2) 有効期間	5
(3) 事業対象者の被保険者証	6
(4) サービス利用の流れ	7
4. 予防専門型訪問サービス（現行相当）	8
(1) 事業者指定	8
(2) 基準	8
(3) 報酬	9
5. 家事援助限定型訪問サービス（基準緩和）	10
(1) 概要	10
(2) 基準	11
(3) 報酬	13
(4) 介護予防・生活支援員養成研修	14
6. 予防専門型通所サービス（現行相当）	15
(1) 事業者指定	15
(2) 基準	15
(3) 報酬	16
7. 介護予防ケアマネジメント A（現行相当）	17
(1) 概要	17
(2) 介護保険制度と介護予防ケアマネジメント	18
8. 利用手続き	21
(1) 利用開始の手続き	21
(2) 暫定利用	22
(3) 住所地特例	23
9. 指定関連の事務手続き	25
(1) 総合事業における事業者指定の効力について	25
(2) みなし指定事業所	27
(3) 訪問系サービスの総合事業を開始する場合	28
(4) 通所系サービスの総合事業を開始する場合	38
(5) 西宮市外に所在する事業者の第 1 号事業の指定	42

10. 請求関連の事務手続き	44
(1) 西宮市のサービス種類コード等	44
(2) 地域区分と単価	46
(3) 使用するサービスコード	47
(4) 公費の取り扱い	47
(5) 給付制限	48
(6) 日割りの算定方法	48
(7) 同時算定について	50
11. 第1号事業のための主な準備事項	51
(1) 確認のポイント	51
(2) 質問と回答	52
(3) 介護予防・生活支援員養成研修	52
通 知	53
資 料 編	58
資料1. 介護予防・生活支援員養成研修	59
資料2. 本市の要支援者の状況	62
資料3. 一般介護予防事業	65
資料4. 生活支援体制整備事業	69

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 総合事業の目的

○介護予防・自立支援

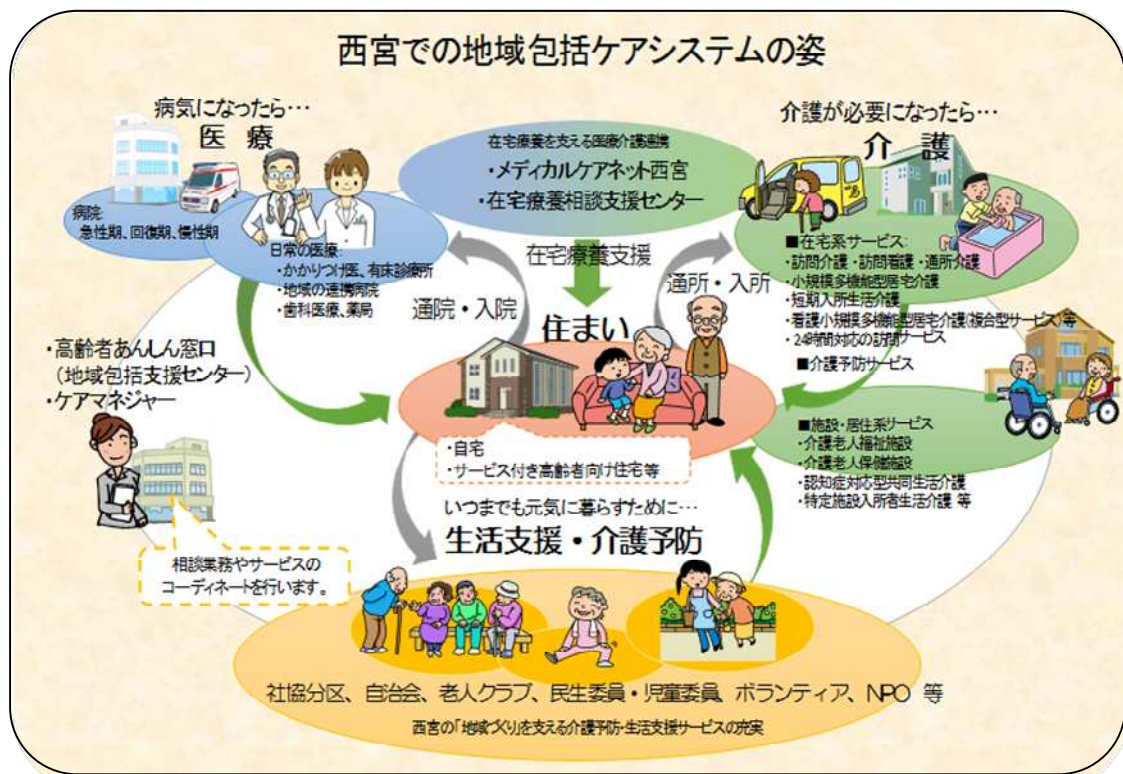
介護予防は、健康寿命を延ばし、その人が望む暮らしを実現するものです。要支援者等に限らず高齢者全てが「生きがいや役割を持って生活できる」と思うことができるよう、総合事業の実施により社会貢献や仲間づくりの場を充実し、高齢者の多くが社会参加することで、ひいては介護予防・自立支援に結びつくと考えます。

○地域づくり

総合事業の実施により、地域での社会貢献の場や仲間づくりの場として通いの場の充実と新たな担い手の活躍を実現し、人と人とのつながりにより街が活性化していくことで活力にあふれた地域づくりを目指します。

○介護人材の確保

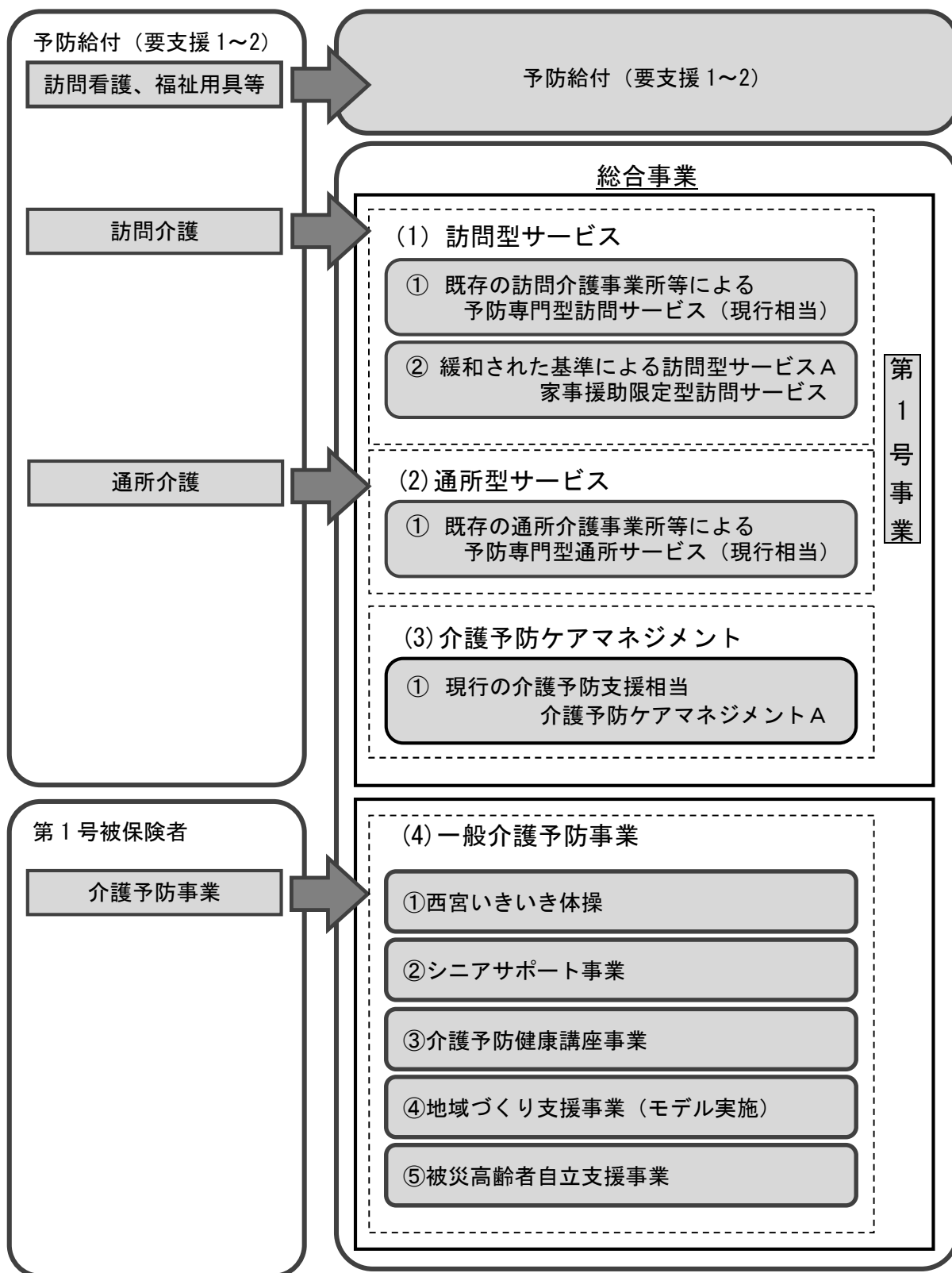
西宮市においても、介護人材の不足を解決していくことが総合事業のねらいの一つとしてあげられ、その内容は、いきがい・役割づくりとしての元気な高齢者の活躍や学生、子育て中などフレキシブルな勤務が必要な方々の活用などによる新たな担い手の発掘です。多様な人材の参入促進を図り、人材のすそ野の拡大を進め、一方で介護福祉士等の専門職については、限られた人材として、より高度な専門性が必要なケアを提供する人材に特化し機能分化を進めていくことで人材の有効活用が可能となるものです。



西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画（平成27年度～29年度）より抜粋
総合事業は主に生活支援・介護予防のための事業として実施

2. 本市における総合事業（平成29年4月から開始）

西宮市における総合事業の構成は次のとおりとします。



3. 事業の利用対象者

(1) 利用対象者

ア. 要支援認定と基本チェックリストによる判断

第1号事業の利用対象者は、「要支援者に相当する者」とされており、具体的には下記のとおりです。

○要支援1又は要支援2

要支援認定を受け、要支援1又は2と認定を受けた人。

○事業対象者

第1号被保険者であって、基本チェックリストによる判定を実施し、事業対象者の基準に該当した人。事業対象者は、訪問型サービスや通所型サービス事業の第1号事業のみ利用できる。なお、介護予防訪問看護などの予防給付を利用する場合は要支援認定を受け、要支援1又は2と認定される必要がある。

※第2号被保険者については、要支援認定を受けていることが必要であり、事業対象者とはならない。

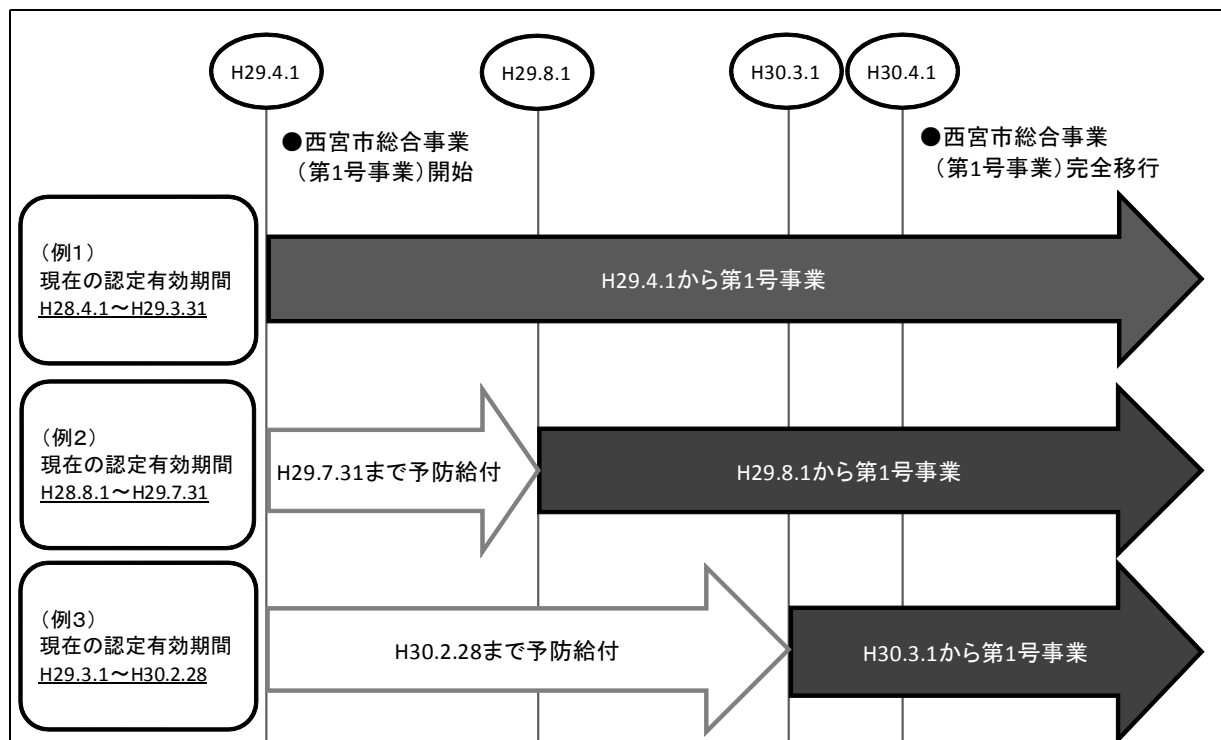
西宮市においては、「要支援者に相当する者」の判断として、原則として要支援認定を受けた人とし、まず要介護等認定申請の手続きを経ることとなります。

要支援1・要支援2の認定結果が出た場合は、アセスメントを実施し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに基づきサービスを利用します。一方、非該当の結果が出た場合においても希望者は基本チェックリストによる判定を実施し、事業対象者に該当した場合は、アセスメントに基づきサービス利用の必要性を判断し、介護予防ケアマネジメントに基づきサービスを利用します。

イ. 移行時期

要支援認定の有効期間の開始日が平成 29 年 4 月 1 日以降の被保険者から順次「第 1 号事業」の利用者に移行し、平成 30 年 3 月 31 日をもって移行を完了します。

なお、既に要支援認定を受けており介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を利用している人についても、認定更新等で有効期間が変更になる時期に、「予防給付」から「第 1 号事業」の利用者に移行します。



※1 平成 29 年 3 月 31 日までに要支援認定を受けている場合は、認定が更新されるまでは「予防給付」にて対応することとなります。

※2 上記は西宮市での取り扱いであり、市町村によって移行のスケジュールは異なる（平成 29 年 4 月 1 日に一斉移行とする等）ため、他市町村の被保険者の移行については他の市町村への確認が必要です。

(2) 有効期間

ア. 要支援者の有効期間の延長

要支援認定の有効期間については、国から市の事務負担軽減のため、以下のとおり見直し方針が示されたことを踏まえ、西宮市においても、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を一律に原則 12 月、上限 24 月に延長します。

申請区分等	現行		改正案	
	原則の有効期間	設定可能な有効期間の範囲	原則の有効期間	設定可能な有効期間の範囲
新規申請	6月	3月～12月	6月	3月～12月
区分変更申請	6月	3月～12月	6月	3月～12月
更新申請	前回要支援→ 今回要支援	3月～12月	12月	3月～24月
	前回要支援→ 今回要介護	3月～12月	12月	3月～24月
	前回要介護→ 今回要支援	3月～12月	12月	3月～24月
	前回要介護→ 今回要介護	3月～24月	12月	3月～24月

イ. 事業対象者の有効期間

(ア) 次に掲げる①の期間と②の期間を合算して得た期間となります。

- ① 基本チェックリストを実施し、事業対象者として効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間
- ② 6月間

(イ) 基本チェックリストを実施し、事業対象者として効力を生じた日が月の初日である場合は、前項の規定にかかわらず、②の期間が事業対象者の有効期間となります。

有効期間満了後に引き続きサービスの利用を希望する場合

- ・事業対象者は、有効期間の満了後においても、引き続き訪問型サービス及び通所型サービスの利用を希望する場合は、市長に対して要介護等認定申請をする必要があります。
- ・ただし、原則 1 回に限り、要介護等認定の手続きを経ずに基本チェックリストによる事業対象者の該当の有無の判断を実施することができます。この場合の基本チェックリストは、有効期間満了日の 60 日前から実施でき、その有効期間は、現に受けている事業対象者の有効期間満了日の翌日から 6 月間となります。

(3) 事業対象者の被保険者証

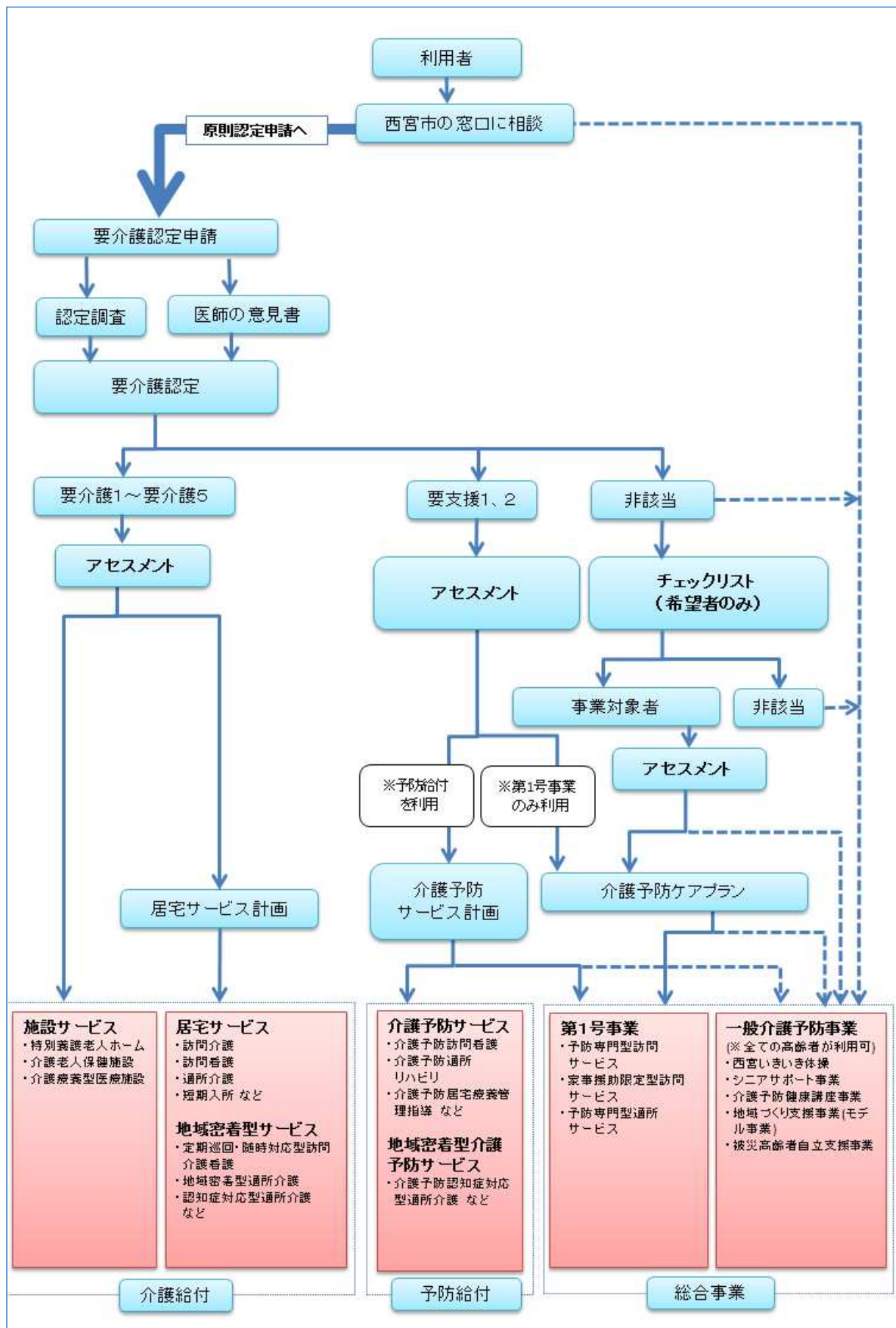
第一面と第三面は特に変更はありません。

【第二面】

(二)

※下記の認定年月日は、事業対象者の場合、基本チェックリスト実施日		
要介護状態区分等	事業対象者	「事業対象者」と記載
認定年月日※	平成 29 年 5 月 13 日	基本チェックリストの実施日を記載
認定の有効期間	平成29年5月13日～平成29年11月30日	事業対象者の有効期間を記載
居宅サービス等	区分支給限度基準額	
	平成29年5月1日～平成29年11月30日 一月当たり 5,003単位	
(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	種類支給限度基準額
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		

(4) サービス利用の流れ



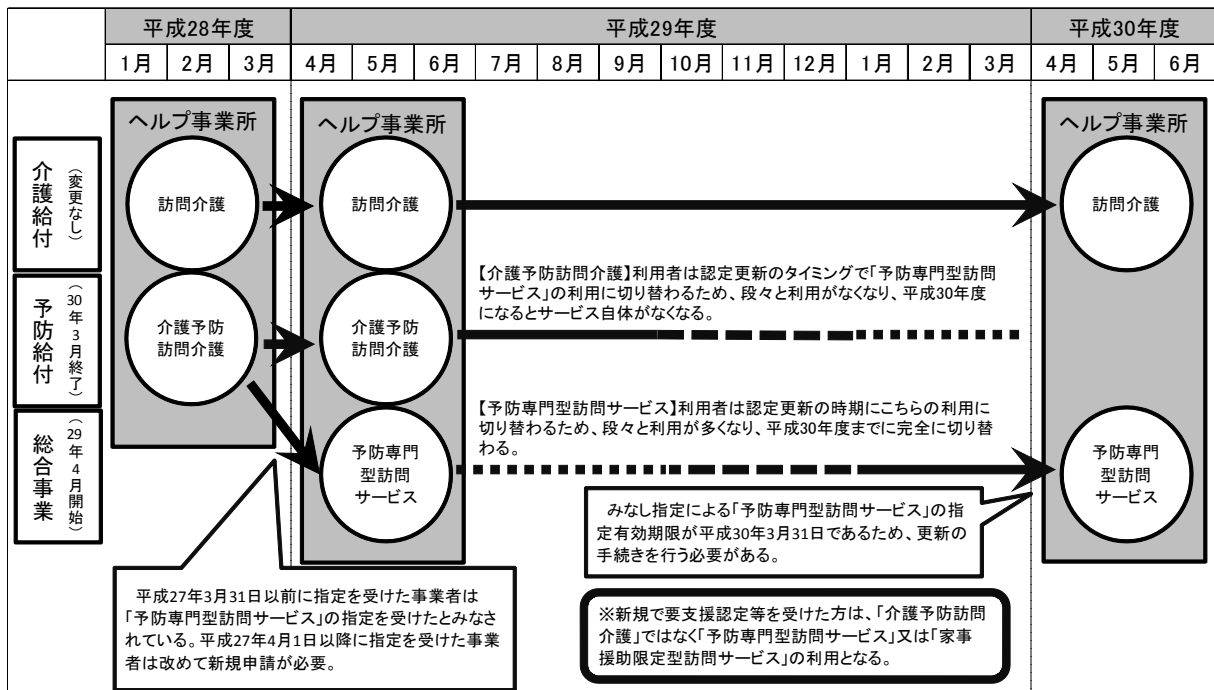
4. 予防専門型訪問サービス（現行相当）

（1）事業者指定

平成29年度から、現在提供している介護予防訪問介護は、要支援者への介護予防訪問介護に相当する「予防専門型訪問サービス（本市の事業名称）」へと移行します。そのため、既存の訪問介護事業所は要支援者等に対し、予防専門型訪問サービスを提供することとなります。

平成27年3月31日において介護予防訪問介護の指定を受けている事業所は、予防専門型訪問サービスの指定を受けたとみなされます（指定有効期限平成30年3月31日まで）。平成27年4月1日以降に新たに介護予防訪問介護の指定を受けた事業所が、予防専門型訪問サービスを提供するためには、改めて新規指定申請をする必要があります。

総合事業が開始される平成29年4月1日以降、介護予防訪問介護の利用者は要支援認定の更新で有効期間が変更になると、予防専門型訪問サービス利用に切り替わります。（下図参照）



（2）基準

人員、設備、運営基準は現行の介護予防訪問介護と同一の基準とします。

(3) 報酬

総合事業開始年度である平成 29 年度においては、現行の介護予防訪問介護と同一の報酬とします。なお、事業対象者については、「要支援 1」と同一の単位を適用します。

ただし、国の報酬改定が予定されている平成 30 年度には、本市の利用状況等を勘案し、報酬等について、本市が独自の見直しを行う予定です。

サービス名称	対象	利用回数等	算定単位	金額換算	利用者負担 (1割の場合)
予防専門型訪問 サービス費Ⅰ	要支援1・2 事業対象者	週に1回程度 の利用	1か月につき 1,168単位	12,906円	1,291円
予防専門型訪問 サービス費Ⅱ	要支援1・2 事業対象者	週に2回程度 の利用	1か月につき 2,335単位	25,801円	2,581円
予防専門型訪問 サービス費Ⅲ	要支援2	週に2回程度を 超える利用	1か月につき 3,704単位	40,929円	4,093円

利用者負担は 1 割または 2 割。

西宮市は 3 級地であり、地域単価は 11.05 円。

各種加算・減算は、すべて現行の介護予防訪問介護のとおり。

5. 家事援助限定型訪問サービス（基準緩和）

（1）概要

ア. 事業創設の目的

「家事援助限定型訪問サービス」とは、有資格者（ヘルパー）ではない新たな担い手「介護予防・生活支援員」が、居宅に訪問し要支援者等に対し掃除や買い物などの生活援助のみを提供する新たな訪問型サービスです。現行の介護予防訪問介護の基準のうち、人員基準と運営基準を緩和しています（詳細は11～12 ページ参照）。

本市においても、少子高齢化の影響により介護人材が不足しており、人材確保が課題となっています。多様な人材の参入促進を図り、人材のすそ野の拡大を進め、一方で介護福祉士等の専門職については限られた人材として、より高度な専門性が必要なケアを提供する人材に特化し、機能分化を進めて行くことを目的とし、本事業を新たに実施します。

イ. 事業者指定

本事業は事業者指定制度により実施します。

※平成28年3月開催の説明会では、名称を「(仮称)暮らしのサポーター」とし、平成29年4月当初は対象法人を絞ってモデル実施をする予定としていましたが、検討を重ねた結果、当初から対象法人を絞らずに実施するよう変更しました。

ウ. サービス内容

要支援者等の居宅を訪問し、生活援助を提供します。生活援助とは、調理・洗濯・掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生じるものをいいます。

エ. 利用対象者

地域包括支援センターによるケアマネジメントのもと、「有資格者によらなくてもよい生活援助」のみが必要と判断され、かつ、家事を行うことが可能な同居家族等がない西宮市在住の要支援者等。

具体的な利用者としては、下記①・②を想定しています。

- ①新規の申請により要支援認定を受けた等で対象者となりケアマネジメント及び利用者の意思等により「家事援助限定型訪問サービス」が必要と判断された人。
- ②現行の介護予防訪問介護を利用していたが、認定の更新の時期となり、ケアマネジメント及び利用者の意思等により「家事援助限定型訪問サービス」が必要と判断された人。

※詳細については、54ページの「予防専門型訪問サービス及び家事援助限定型訪問サービスの利用について（通知）」をご覧ください。

(2) 基準

ア. 人員基準

職種	資格要件	配置基準	備考
管理者 従業者及び業務の管理を一元的に行う	—	常勤専従で1名	サービス提供上支障がなければ事業所内の他の職種又は隣接している事業所等の職種と兼務可能
訪問事業責任者 利用申込に係る調整、地域包括支援センターとの連携、介護予防・生活支援員への指示・把握・指導等を行う	下記①～⑥のうちのいずれかの資格を有する者 ①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③介護職員基礎研修課程修了者 ④1級課程修了者 ⑤3年以上の経験を有した介護職員初任者研修課程修了者 <u>⑥①～⑤の配置が望ましいが、法人が訪問介護の運営について3年以上の経験を有する※場合に限り、①～⑤以外の訪問介護員等の資格、3級課程修了者、又は介護予防・生活支援員養成研修修了者の配置も可能とする。この場合は当該法人において必要な研修を実施すること。</u>	専従で1名以上	管理者が訪問事業責任者を兼務することは差し支えない
介護予防・生活支援員 居宅に訪問し要支援者等の自立支援を踏まえた生活援助を行う	下記①～③のうちのいずれかの資格を有する者 ①訪問介護員等の資格 ②3級課程修了者 ③介護予防・生活支援員養成研修修了者	3名以上	—

※法人の訪問介護運営経験3年については、「運営経験に換算する訪問介護事業所は市内市外を問わない」、3年は「当該訪問事業責任者を充てる日において3年以上1事業所を運営しているかどうか」とします。

※下線部が基準緩和した部分です。

【一体的に運営する場合】

指定訪問介護の事業、指定介護予防訪問介護の事業、指定予防専門型訪問サービスの事業のうち、いずれか、もしくは複数の事業（以下「指定訪問介護の事業等」という。）と同一の事業所において一体的に運営されている場合は、いずれかの事業の人員に関する基準を満たすことをもって、「家事援助限定型訪問サービス」に規定する人員基準を満たしているものとみなすことができます。

ただし、「家事援助限定型訪問サービス」の利用者数（1人を0.5人カウント）と指定訪問介護の事業等の利用者数を合計し、その数が指定訪問介護の事業等に規定されているサービス提供責任者の配置基準を超える場合は、訪問事業責任者を専従で1名以上配置しなければなりません。

また、一体的に運営する事業所は、事業所の判断により家事援助限定型訪問サービスの事業の運営規程において、「標準利用者数」として利用者の上限を設定することができます。「標準利用者数」を超える家事援助限定型訪問サービスの利用申込を断っても提供拒否には当たらない取り扱いとします。この規定は、指定訪問介護の事業等の有資格者が、介護予防・生活支援員として際限なく派遣せざるをえない状況となるのを防ぐことを目的として、介護予防・生活支援員養成研修の修了者がある程度増えるまでの経過措置とします。なお、市において「標準利用者数」の下限は設けません。

イ. 設備基準

現行の介護予防訪問介護と同一の基準とします。

ウ. 運営基準

現行の介護予防訪問介護の基準と原則同様としますが、「介護等の総合的な提供」については身体介護に関する事項を削除し、また「指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針」についても介護予防訪問介護計画の作成に関する事項を削除します。

～一体的に運営するかどうかで変わる主なポイント～

家事援助限定型訪問サービスを実施する際に、指定訪問介護の事業等と一体的に運営するか、別々に運営するかにより、主に次の点が変わります。

	別々に運営する場合	一体的に運営する場合
指定申請	それぞれ別々に申請が必要です。	一体的な申請が可能です。
人員基準	「指定訪問介護事業等の事業所」と「家事援助限定型訪問サービスの事業所」は、別事業所となるため、それぞれ別々に人員基準を満たす必要があります。 例) 常勤専従のサービス提供責任者は訪問事業責任者にはなれません。	指定訪問介護事業等のうち、いずれかの基準を満たしていれば、家事援助限定型訪問サービスの基準を満たしているとみなすことができます。開設当初に新たな人員配置をする必要はありません。
利用申し込みへの対応	家事援助限定型訪問サービスの利用申し込みがあった場合、別事業所である指定訪問介護事業等の事業所の訪問介護員等はサービス提供に従事することはできません。（兼務している職員がいる場合、家事援助限定型訪問サービス事業所に勤務している時間帯に従事することは可能です。）	派遣できる訪問介護員（有資格者）がいるにも関わらず、派遣できる介護予防・生活支援員（研修修了者等）がいないことを理由に家事援助限定型訪問サービスの利用申し込みを断るとサービス提供拒否に当たります。有資格者を介護予防・生活支援員として派遣することを制限したい場合は、運営規程に標準利用者数を定めてください。

(3) 報酬

【基本報酬】

サービス名称	対象	利用回数等	算定単位	金額換算	利用者負担 (1割の場合)
家事援助限定型 訪問サービス費Ⅰ	要支援1・2 事業対象者	週に1回程度 の利用	1か月につき 934単位	10,320円	1,032円
家事援助限定型 訪問サービス費Ⅱ	要支援1・2 事業対象者	週に2回程度 の利用	1か月につき 1,868単位	20,641円	2,065円
家事援助限定型 訪問サービス費Ⅲ	要支援2	週に2回程度を 超える利用	1か月につき 2,963単位	32,741円	3,275円

【加算】

名称	単位数	金額換算	利用者負担(1割)
初回加算	160 単位 (1回につき)	1,768 円 (1回につき)	177 円 (1回につき)

※初回のサービス提供時に訪問事業責任者が介護予防・生活支援員と同行、又は、介護予防・生活支援員を兼務する訪問事業責任者がサービス提供した場合に算定できます。

利用者負担は1割または2割。

西宮市は3級地であり、地域単価は11.05円。

介護予防訪問介護又は予防専門型訪問サービスとの併用はできません。

※処遇改善加算及び同一建物減算についても予防専門型訪問サービスと同様に適用(同じ加算・減算割合)します。

なお、処遇改善加算の対象となる介護職員は、介護予防・生活支援員(管理者又は訪問事業責任者と兼務している場合を含みます。)とします。

指定訪問介護の事業等と一体的に運営する事業所の同一建物減算の実利用者数は、指定訪問介護の事業等の利用者数を含めません。

(4) 介護予防・生活支援員養成研修

事業の趣旨により、新たな担い手を養成することが必要なため、養成研修を実施することとします。養成研修は、兵庫県が定めたカリキュラムと同内容のカリキュラムにより、本市が実施する予定です。

研 修	1日あたり3～5時間程度、1回あたり3日間（延べ12時間） ※カリキュラムは資料編59～60ページに掲載しています。 ※受講者の募集時期や方法、申し込み先等については、現在未定ですが、 市政ニュース1月25日号もしくは2月10日号で広報する予定です。	
実施予定日	平成28年度は平成29年3月に2回実施する予定です。時間は未定です。	
	1回目	1日目：平成29年3月7日（火） 2日目：平成29年3月10日（金） 3日目：平成29年3月14日（火）
	2回目	1日目：平成29年3月9日（木） 2日目：平成29年3月13日（月） 3日目：平成29年3月15日（水）
実施場所	西宮市役所本庁舎周辺	
募集人員	40名程度/回（40名程度×2回で計80名程度）	
受講要件	西宮市で家事援助限定型訪問サービスに従事することを希望する者	
受講料	無料	

※平成29年度以降も本研修を実施する予定です。実施時期については確定次第、市政ニュース等により広報します。

【兵庫県及び他の市町村・都道府県が実施する人材養成研修修了者について】

兵庫県においても当該研修の実施が検討されています。兵庫県において当該研修が実施された場合、当該研修修了者についても、本市が指定する家事援助限定型訪問サービス事業所の介護予防・生活支援員として従事することができます。

なお、本市及び兵庫県以外が実施する基準緩和型の訪問サービスに従事するための人材養成研修修了者については、本市の指定する家事援助限定型訪問サービス事業所の介護予防・生活支援員として従事できませんのでご注意ください。

ただし、兵庫県内の市町において、兵庫県のカリキュラムをすべて含む研修が今後実施される場合は、その修了者についても、本市の指定する家事援助限定型訪問サービス事業所の介護予防・生活支援員として従事できるようにする方向で検討しています。兵庫県内の他市町の研修修了者を介護予防・生活支援員として雇用する場合は本市へお尋ねください。

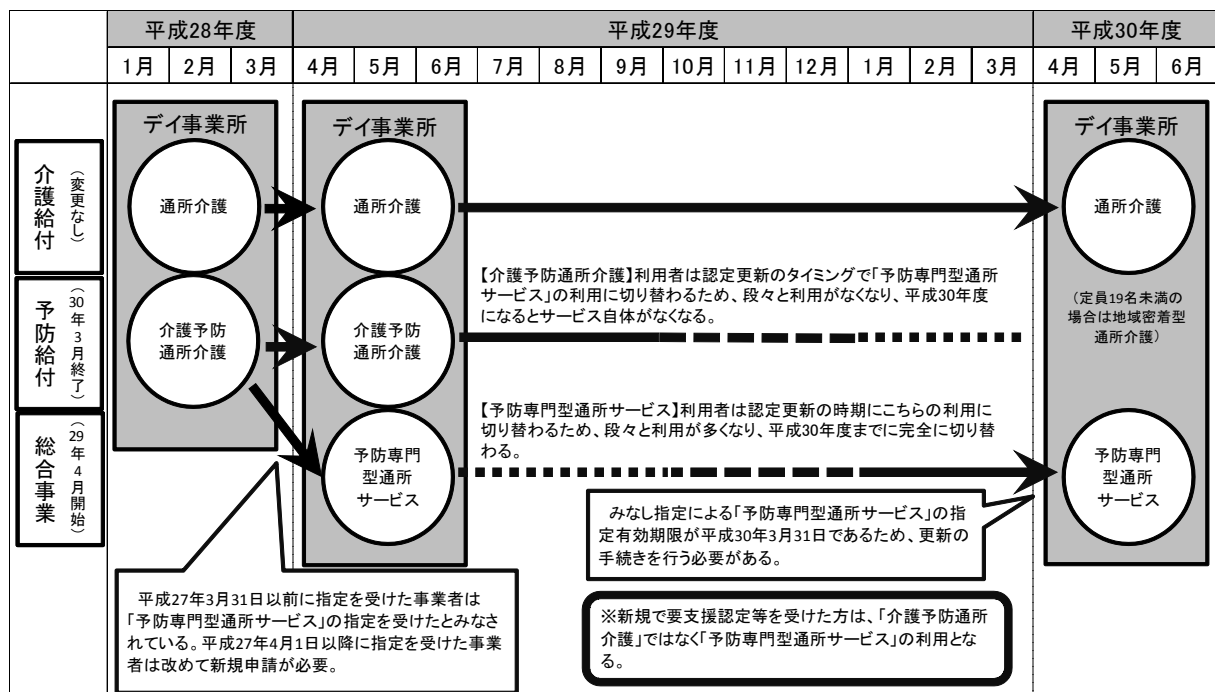
6. 予防専門型通所サービス（現行相当）

（1）事業者指定

平成29年度から、現在提供している介護予防通所介護は、要支援者への介護予防通所介護に相当する「予防専門型通所サービス（本市の事業名称）」へと移行します。そのため、既存の通所介護事業所は要支援者等に対し、予防専門型通所サービスを提供することとなります。

平成27年3月31日において介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、予防専門型通所サービスの指定を受けたとみなされます（指定有効期限平成30年3月31日まで）。平成27年4月1日以降に新たに介護予防通所介護の指定を受けた事業所が、予防専門型通所サービスを提供するためには、改めて新規指定申請をする必要があります。

総合事業が開始される平成29年4月1日以降、介護予防通所介護の利用者は要支援認定の更新で有効期間が変更になると、予防専門型通所サービス利用に切り替わります。（下図参照）



（2）基準

人員、設備、運営基準は現行の介護予防通所介護と同一の基準とします。

(3) 報酬

総合事業開始年度である平成 29 年度においては、現行の介護予防通所介護と同一の報酬とします。なお、事業対象者については、「要支援 1」と同一の単位を適用します。

ただし、国の報酬改定が予定されている平成 30 年度には、本市の利用状況等を勘案し、報酬等について、本市が独自の見直しを行う予定です。

対象	算定単位	金額換算	利用者負担 (1割の場合)
要支援1 事業対象者	1か月につき 1,647単位	17,589円	1,759円
要支援2	1か月につき 3,377単位	36,066円	3,607円

利用者負担は 1 割または 2 割。

西宮市は 3 級地であり、地域単価は 10.68 円。

各種加算・減算は、すべて現行の介護予防通所介護のとおり。

7. 介護予防ケアマネジメントA（現行相当）

（1）概要

ア. 「介護予防ケアマネジメント」とは

介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業であり、本市は介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントAを実施します。

イ. 介護予防ケアマネジメントの基本方針

介護予防ケアマネジメントは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければなりません。

介護予防ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービス並びに地域の予防活動等（地域における予防活動、就業、ボランティア、趣味活動等をいう。以下同じ。）の場が、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければなりません。

ウ. 介護予防ケアマネジメント利用対象者

利用するサービスに「予防給付（訪問看護・福祉用具等）」を含む場合は、「介護予防支援（予防給付）」を実施し、利用するサービスに「予防給付」が含まれない場合は、「介護予防ケアマネジメント」を実施します。

なお、ケアマネジメントの位置づけは異なりますが、双方の実施内容は同じとします。

要支援1、要支援2 (要支援認定者)	① 予防給付のサービスのみを利用 (例：介護予防通所リハビリテーション)	予防給付による 介護予防支援
	② 予防給付と第1号事業の利用 (例：介護予防短期入所生活介護と訪問型サービス)	
	③ 予防給付と第1号事業と一般介護予防事業の利用 (例：介護予防訪問看護と通所型サービスとシニアサポート事業)	
	④ 予防給付と一般介護予防事業の利用 (例：介護予防福祉用具貸与と西宮いきいき体操)	
事業対象者	⑤ 第1号事業のみを利用 (例：訪問型サービス)	第1号事業による 介護予防ケア マネジメント
	⑥ 第1号事業と一般介護予防事業の利用 (例：通所型サービスとシニアサポート事業)	
	⑦ 第1号事業のみを利用 (例：通所型サービス)	
	⑧ 第1号事業と一般介護予防事業の利用 (例：訪問型サービスと西宮いきいき体操)	

(2) 介護保険制度と介護予防ケアマネジメント

ア. 実施主体

利用者本人が居住する地域を担当する地域包括支援センターが西宮市から委託を受けて実施します。業務の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託することも可能とします。

(ア) 運営基準（主なもの）

① サービス提供内容の説明・同意
② サービス提供拒否の禁止
③ 業務の委託
④ 書類の交付
⑤ 管理者の責務
⑥ 運営規程の整備
⑦ 秘密保持
⑧ 苦情、事故発生時の対応等
⑨ 会計の区分
⑩ 記録の整備

※詳細については「西宮市介護予防ケアマネジメント実施要綱（第3章第2節）」参照。

(イ) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

① 基本取扱方針
② 具体的取扱方針
③ 提供に当たっての留意点

※詳細については「西宮市介護予防ケアマネジメント実施要綱（第3章第3節）」参照。

イ. 介護予防ケアマネジメント費と区分支給限度基準額

介護予防ケアマネジメントを実施した場合は、「介護予防ケアマネジメント費」が支払われます。また、1月に利用できる上限単位数である区分支給限度基準額は、以下のとおりとします。

対象者	区分支給 限度基準額	利用サービス	介護予防 ケアマネジメント費
要支援1	5,003 単位	・第1号事業のみ ・第1号事業と一般介護 予防事業のみ	1月につき 430 単位
要支援2	10,473 単位		
事業対象者	5,003 単位		

利用者負担は原則無料。

西宮市は3級地であり、地域単価は11.05円。

各種加算は、すべて現行の介護予防支援のとおりに。

ウ. 実施についての留意事項

(ア) 他市町村事業所の利用

① 利用者が西宮市に居住する場合

西宮市に居住する西宮市被保険者が他市町村の事業所を利用する場合、当該他市町村の事業所が西宮市の事業者指定を受けていることを確認してください。

② 利用者が他市町村に居住する場合

他市町村に居住する西宮市被保険者（住所地特例者を除く）の介護予防ケアマネジメントは、他市町村の指定居宅介護支援事業所への委託を原則とします。また、他市町村の事業所のサービスを利用する場合、当該他市町村の事業所が西宮市の事業者指定を受けていることを確認してください。

(イ) 住所地特例者

※詳細については「8. 利用手続き（3）住所地特例」参照。

エ. 請求関連

(ア) 介護予防ケアマネジメント費の請求・支払

① 地域包括支援センターが直接実施する場合

請求は「地域包括支援センター」から、「西宮市」へ行きます。

支払は「兵庫県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）」から「地域包括支援センター」へ代行で支払われます。

② 地域包括支援センターが居宅介護支援事業所へ委託する場合

請求は「居宅介護支援事業所」から「地域包括支援センター」に行い、請求を受けた「地域包括支援センター」から「西宮市」に請求します。

支払は「国保連」からケアプラン委託先の「居宅介護支援事業所」及び「地域包括支援センター」へ代行で支払われます。

※ 「国保連」からケアプラン委託先の「居宅介護支援事業所」へ代行支払を行う場合には、「地域包括支援センター」と「居宅介護支援事業所」の双方が合意のうえ、「代理受領委任状」を作成しなければなりません。この場合、請求の前に「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」と「代理受領委任状」の写しを添えて西宮市に提出する必要があります。なお、この合意内容が、介護予防支援にかかるケアプラン原案作成料を含む場合は、介護予防支援についても、同様にケアプラン原案作成料の支払代行を行います。

(イ) 留意事項

ケアプランを作成する居宅介護支援事業所が県外にある場合、県外の居宅介護支援事業所については国保連に口座情報がないため、国保連からの支払代行はできません。

地域包括支援センターが県外の居宅介護支援事業所に委託する場合は、従来どおり、地域包括支援センターからケアプラン原案作成料を支払うことになります。

介護予防ケアマネジメント費及び介護予防支援費の請求・支払等については次のとおりです。

事業種類	実施方法	請求	支払	「代理受領委任状」の取得
介護予防ケアマネジメント	包括直接実施	包括⇒西宮市⇒国保連	国保連⇒包括	不要
	包括から県内居宅介護支援事業所へ委託	県内居宅介護支援事業所⇒包括⇒西宮市⇒国保連	国保連⇒包括・県内居宅介護支援事業所	必要
	包括から県外居宅介護支援事業所へ委託	県外居宅介護支援事業所⇒包括⇒西宮市⇒国保連	国保連⇒包括⇒県外居宅介護支援事業所	不要
	西宮市から他市町村包括へ委託	他市町村包括⇒西宮市	西宮市⇒他市町村包括	不要
介護予防支援	包括直接実施	包括⇒国保連	国保連⇒包括	不要
	包括から県内居宅介護支援事業所へ委託	県内居宅介護支援事業所⇒包括⇒国保連	国保連⇒包括・県内居宅介護支援事業所	必要
	包括から県外居宅介護支援事業所へ委託	県外居宅介護支援事業所⇒包括⇒国保連	国保連⇒包括⇒県外居宅介護支援事業所	不要
	西宮市が他市町村包括を登録	他市町村包括⇒国保連	国保連⇒他市町村包括	不要

※住所地特例者も同様の取扱いとなります。

(ウ) 過誤の取扱い

地域包括支援センターが国保連に対して行った介護予防ケアマネジメント費について、過誤調整する必要が生じた場合、地域包括支援センターが、専用ソフトで取下過誤情報を作成します。

介護予防支援費の過誤調整については、従来どおり、西宮市へ過誤申立をしてください。

8. 利用手続き

(1) 利用開始の手続き

○第1号事業を利用しようとする者は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（以下「サービス計画届出書」という。）、介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）及び基本チェックリスト（事業対象者のみ）を市長に提出しなければなりません。この場合において、当該者は、地域包括支援センター又は委託する居宅介護支援事業者に当該提出に関する手続きを代わって行わせることができます。

○事業対象者である旨の被保険者証は、基本チェックリスト実施により事業対象者に該当すると判断された後、サービス計画届出書の提出により発行するものとします。

○サービス計画届出書の提出の可否は次のとおりとします。

- ・第1号事業のみを利用する場合は「介護予防ケアマネジメント」を実施
- ・予防給付の利用を含む場合は「介護予防支援」を実施

対象者	利用するサービス	サービス計画届出書	理由
①「要支援者」から「要支援者」のまま	「予防給付」⇔「第1号事業」	× 不要	介護予防支援から介護予防ケアマネジメント（又は逆）へ移行することとなるが、ケアマネジメントを実施する地域包括支援センターは変わらないため
②「事業対象者」から「要支援者」に変更	「第1号事業」→「予防給付」・「第1号事業」	× 不要	介護予防ケアマネジメントから介護予防支援へ移行する場合もあるが、ケアマネジメントを実施する地域包括支援センターは変わらないため
③「要支援者」から「事業対象者」に変更	「予防給付」・「第1号事業」→「第1号事業」	○ 必要 ※1	「サービス計画届出書」により事業対象者として登録するため
④「要介護者」から「要支援者」に変更	「介護給付」→「予防給付」・「第1号事業」	○ 必要	居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへケアマネジメントの実施者を変更することとなるため
⑤「要介護者」から「事業対象者」に変更	「介護給付」→「第1号事業」	○ 必要 ※1	居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへケアマネジメントの実施者を変更することとなるため、また「サービス計画届出書」により事業対象者として登録するため

(※1 基本チェックリストの提出も必要)

※ただし、地域包括支援センターが介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの一部を新たに居宅介護支援事業者へ委託する場合、及び委託先の居宅介護支援事業者を変更する場合は、上記に関わらず「サービス計画届出書」の提出が必要です。

(2) 暫定利用

要介護等認定申請の結果が出る前に第1号事業を利用（以下「暫定利用」という。）する場合は、必ず事前に基本チェックリストを実施する必要があります。ただし、当該基本チェックリストは、要介護等認定申請日以降に実施することとします。

要介護等認定申請の結果が非該当であった場合は、暫定利用時に作成した基本チェックリストにより事業対象者の該当の有無の判断を行います。事業対象者の有効期間の開始日は当該基本チェックリストの実施日とします。サービス計画届出書、被保険者証、基本チェックリストは、認定申請結果後に提出するものとします。

要介護認定は申請日に遡って認定有効期間が開始し、また、要介護者は第1号事業を利用することができないため、第1号事業を暫定利用した事業対象者が、要介護1以上の認定を受けた場合に全額自己負担となることを避けるため、基本チェックリスト実施日から要介護認定の結果の出た日までの間は、第1号事業の利用を継続することを可能とします。

したがって、暫定で第1号事業と介護給付サービスを併用し、要介護1以上の認定を受けた場合においては、認定申請日に遡って要介護者として取り扱うか、認定結果の出た日までの間は事業対象者として取り扱うか、判断が必要となり、一方のサービスについて全額自己負担となることに注意が必要となります。

(3) 住所地特例

ア. 要支援認定

住所地特例対象者の要支援認定については、当該者の保険者（以下、「保険者市町村」という。）が行います。

イ. 事業対象者の該当の有無の判断

住所地特例対象者に対する事業対象者の該当の有無の判断（チェックリストの実施）については、当該者が居住する施設が所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）が行います。

ウ. 第1号事業

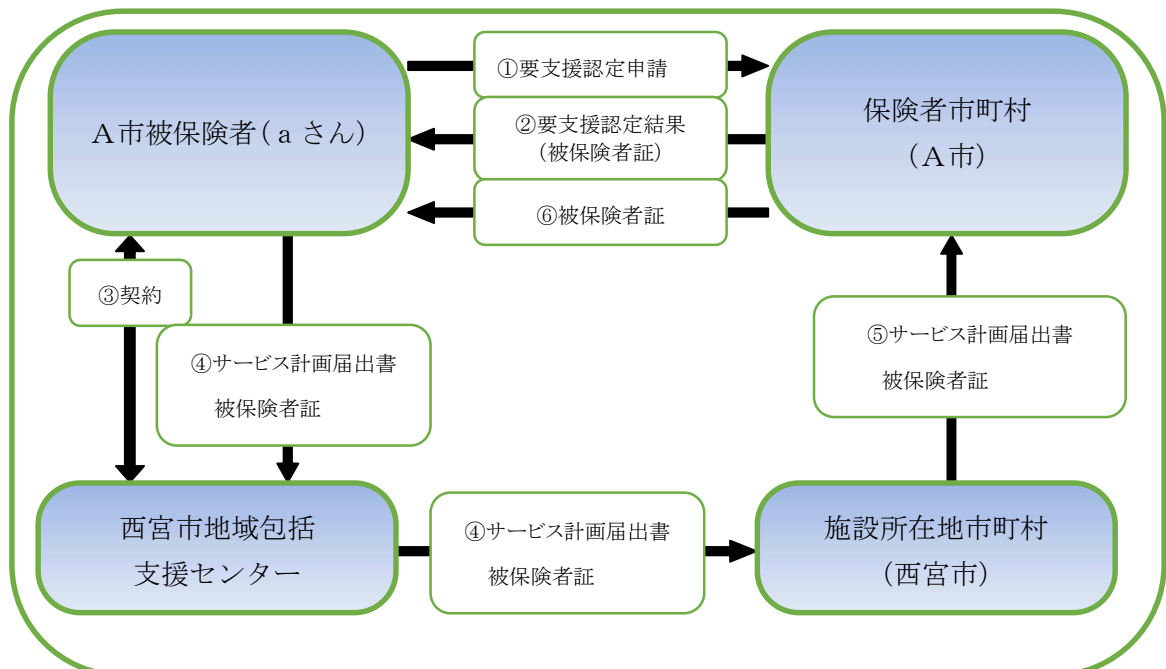
住所地特例対象者に対する第1号事業については、施設所在市町村が行います。

例 西宮市の住所地特例対象施設に居住するA市被保険者(aさん)が訪問型サービスと福祉用具の貸与を希望する場合

ポイント 1: 要支援認定は保険者市町村（A市）が実施

2: 介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランの作成は西宮市の地域包括支援センターが実施

3: 利用できる訪問型サービス・通所型サービスは、西宮市の指定を受けている事業所のサービスのみ



- ① A市被保険者（aさん）は保険者市町村（A市）に対して要支援認定の申請を行います。
- ② 保険者市町村（A市）は、認定の結果、介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）をA市被保険者（aさん）へ発行します。
- ③ A市被保険者（aさん）は施設所在市町村（西宮市）の地域包括支援センターと介護予防支援の契約を結びます。

- ④ A市被保険者（aさん）は「サービス計画届出書」に「被保険者証」を添付して施設所在市町村（西宮市）に対して届け出ることにより、介護予防支援を通じた事業の利用が可能となります。（地域包括支援センターによる届出の代理が可能）

※訪問型サービス・通所型サービスを位置づける場合は、西宮市の指定を受けている事業所であるかどうかを必ず確認してください。

- ⑤ 施設所在市町村（西宮市）は「サービス計画届出書」及び「被保険者証」を保険者市町村（A市）に送付します。
- ⑥ 保険者市町村（A市）は⑤の「サービス計画届出書」をもとに、「被保険者証」に必要事項を記載してA市被保険者（aさん）へ郵送します。
- ・要介護認定区分
 - ・認定年月日
 - ・介護予防支援事業者
 - ・届出年月日

※A市被保険者（aさん）が要支援認定において非該当となった場合の事業対象者の該当の有無の判断（基本チェックリストの実施）は、西宮市の地域包括支援センターが行います。この場合、サービス計画届出書の届出時に基本チェックリストを添える必要があります。

※他市の住所地特例対象施設に居住する西宮市の住所地特例対象者の場合、要支援認定は西宮市が行います。その他の利用手続きについては、施設所在地市町村へ確認してください。

9. 指定関連の事務手続き

(1) 総合事業における事業者指定の効力について

ア. 概要

総合事業は市町村単位の事業です。このため各市町村の事業者指定を受けた場合、その効力は指定を受けた市町村域の範囲内においてのみ有効です。

事業所所在地の市町村の事業者指定を受けている場合であっても、他市町村の被保険者（住所地特例者を除く）にサービスを提供する場合は、当該他市町村の事業者指定を受ける必要があります。早めに当該他市町村に必要な手続きについて確認を行ってください。

一方で、平成 27 年 3 月 31 日において介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、第 1 号事業の指定を受けたものとみなす経過措置が設けられています。この指定の効力は、みなし指定の有効期間内に限り、例外的に原則全国に効力が及んでいます。

西宮市では、平成 27 年 3 月 31 日において介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、平成 30 年 3 月 31 日までの間、第 1 号事業の「予防専門型訪問サービス」・「予防専門型通所サービス」の指定を受けたとみなされます。

ただし、平成 27 年 4 月 1 日以降に新たに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業所はみなし指定を受けていないため、第 1 号事業を提供するためには、改めて新規指定申請をする必要があります。

イ. みなし指定の効力の範囲

- ・みなし指定の有効期間中は全市町村にその効力が及びます。
- ・みなし指定の有効期間満了時に指定更新をした場合は、各市町村域の範囲内での効力となります。

事業所所在地	被保険者	総合事業実施時期	有効期間満了時に更新した場合
西宮市	西宮市の被保険者	H29 年 4 月	H30 年 4 月～ 西宮市に指定更新申請を行うことによりサービスの提供ができる。
	A 市の被保険者 みなし指定期間を H27 年 4 月～H30 年 3 月末まで（原則どおり）と設定したと仮定		H30 年 4 月～ A 市に指定更新申請を行うことによりサービスの提供ができる。
A 市	西宮市の被保険者	H29 年 4 月 開始時期を H29 年	H30 年 4 月～ 西宮市に指定更新申請を行うことによりサービスの提供ができる。
	A 市の被保険者 みなし指定期間を H27 年 4 月～H30 年 3 月末まで（原則どおり）と設定したと仮定	4 月に設定したと仮定	H30 年 4 月～ A 市に指定更新申請を行うことによりサービスの提供ができる。

※みなし指定の有効期間満了後は、指定更新を行った市町村域の範囲内で効力が及ぶため、他市町村の被保険者（住所地特例者を除く）に引き続きサービスを提供する場合は、各被保険者の市町村へ指定更新手続きが必要です。なお、みなし指定の有効期間は原則平成30年3月31日ですが、市町村によってはこの有効期間を短縮又は延長している場合があります。短縮又は延長している場合の取り扱いについては当該市町村へ確認してください。

(2) みなし指定事業所

ア. みなし指定事業所の総合事業に関する事項の各書類等への記載について

みなし指定事業所においても、定款・登記簿謄本の文言、運営規程、契約書及び重要事項説明書について、総合事業に関する事項を追加していただく必要があります。

ただし、その場合は、変更届出書等の届出は不要です。

詳しくは 55 ページの「介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う定款等の変更について（通知）」をご覧ください。

事業所に他市町村の利用者がいる場合の上記の手続きについては、他市町村にお問い合わせください。

イ. みなし指定事業所の利用者との契約について

現在、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を利用している要支援者は、平成 29 年 4 月 1 日以降、当該要支援者の要支援認定有効期間が満了し、更新後の要支援認定有効期間の開始から第 1 号事業の利用者となります。

事業者におきまして、利用者が第 1 号事業の利用となる前に、必ず当該利用者に対して第 1 号事業の内容が記載された重要事項説明書による説明と交付を行い、同意を得て、第 1 号事業の契約の締結を行ってください。

事業所に他市町村の利用者がいる場合、当該利用者に対する上記の手続きについては、他市町村にお問い合わせください。

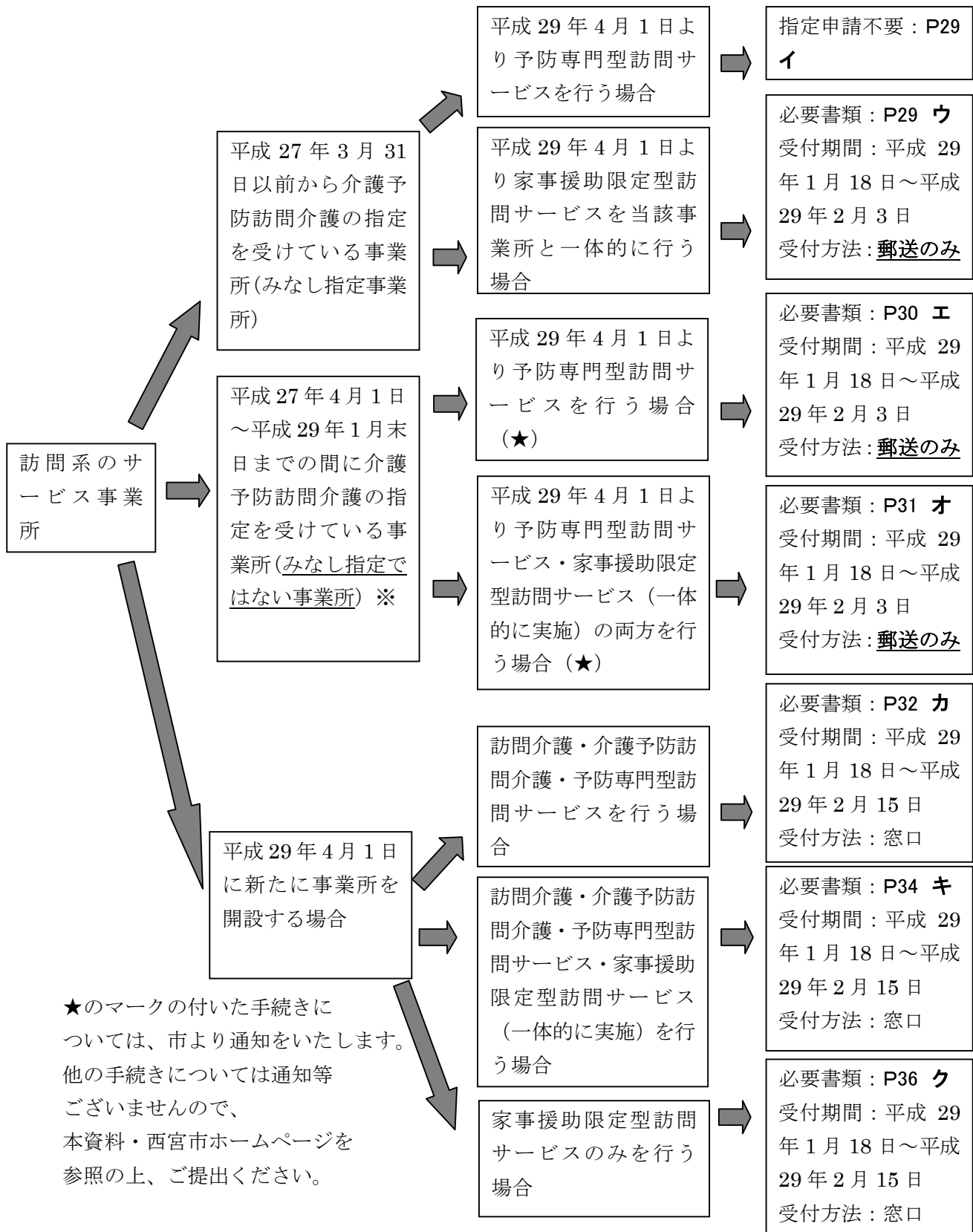
ウ. みなし指定の指定更新について

みなし指定事業所は、平成 30 年 3 月 31 日で有効期限を迎えますので、指定更新の手続きをしていただく必要があります。期限が近づきましたら西宮市から通知を送付いたしますので、通知に添って手続きをしてください。

事業所に他市町村の利用者がいる場合の上記の手続きについては、他市町村にお問い合わせください。

(3) 訪問系サービスの総合事業を開始する場合

ア. 訪問系サービスの指定申請についてのフローチャート



★のマークの付いた手続きについては、市より通知をいたします。他の手続きについては通知等ございませんので、本資料・西宮市ホームページを参照の上、ご提出ください。

※平成29年2月～3月末日までに指定を受ける予定の事業所につきましては、別途西宮市から個別にご案内いたします。

イ. みなし指定事業所が平成 29 年 4 月 1 日より予防専門型訪問サービスを行う場合

平成 27 年 3 月 31 日以前から介護予防訪問介護の指定を受けている事業所(みなし指定事業所)が、平成 29 年 4 月 1 日より予防専門型訪問サービスを行う場合、指定申請は不要です。27 ページと 55 ページにサービス提供する際の各種書類等への記載や契約について掲載しておりますので、ご覧ください。

事業所に他市町村の利用者がいる場合の手続きについては、早めに当該他市町村にお問い合わせください。

ウ. みなし指定事業所が平成 29 年 4 月 1 日より家事援助限定型訪問サービスを当該事業所と一体的に行う場合

平成 27 年 3 月 31 日以前から介護予防訪問介護の指定を受けている事業所(みなし指定事業所)が、平成 29 年 4 月 1 日より家事援助限定型訪問サービスを行う場合、下記のとおり指定申請が必要です。

様式は西宮市ホームページ内に 12 月下旬頃掲載予定です。

【申請手続き】

1. 事業者指定申請書類を作成します



2. 西宮市へ書類を郵送します (1/18~2/3 必着厳守)

【郵送先】

〒662-8567

西宮市六湛寺町 10 番 3 号

西宮市 福祉のまちづくり課

※郵送でのみの受付となります。

※事業所に他市町村の利用者がいる場合の手続きについては、早めに当該他市町村にお問い合わせください。

No.	申請書類	チェック
1	指定申請書(第 1 号様式)	有・無
2	付表 3 家事援助限定型訪問サービス事業所の指定に係る記載事項	有・無
3	運営規程 ※	有・無
4	(総合事業参考様式 9-1)誓約書	有・無
5	(総合事業参考様式 9-2)役員名簿	有・無
6	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	有・無
7	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	有・無
8	老人居宅生活支援事業開始届	有・無
9	介護予防訪問介護の指定通知書の写し	有・無
10	掲載依頼書(平成 29 年 4 月 1 日指定分のみ提出)	有・無

① 審査事務手数料は 14,000 円です。書類提出後に納付書を送付します。

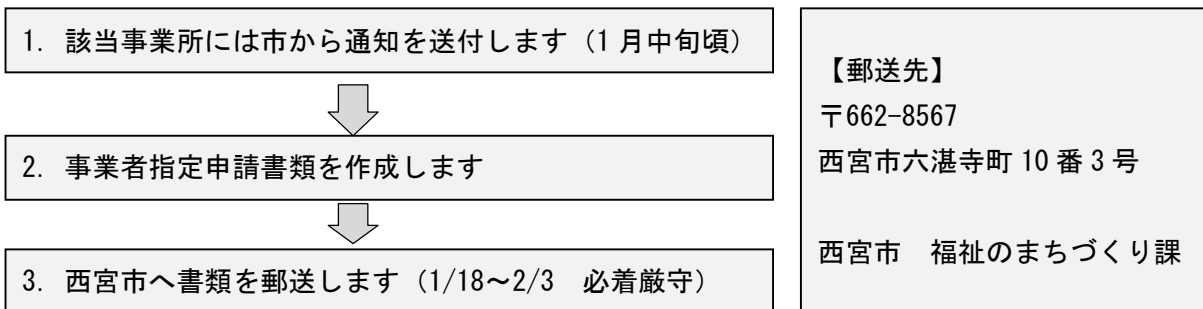
※ 運営規程、重要事項説明書及び契約書に関しては、「西宮市標準運営規程」、「西宮市標準重要事項説明書」及び「西宮市標準利用契約書」、又は 55 ページの通知に沿って作成してください。

エ. みなし指定ではない介護予防訪問介護事業所が平成 29 年 4 月 1 日より予防専門型訪問サービスを行う場合

平成 27 年 4 月 1 日以降に、介護予防訪問介護の指定を受けている事業所は、みなし指定にはなりません。平成 29 年 4 月 1 日より、予防専門型訪問サービスを行う場合、平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 1 月末までに指定を受けた事業所については、下記のとおり指定申請が必要です。平成 29 年 2 月～3 月末日までに指定を受ける予定の事業所につきましては、別途西宮市から個別にご案内いたします。

様式は西宮市ホームページ内に 12 月下旬頃掲載予定です。

【申請手続き】



※郵送でのみの受付となります。

※事業所に他市町村の利用者がいる場合の手続きについては、早めに当該他市町村にお問い合わせください。

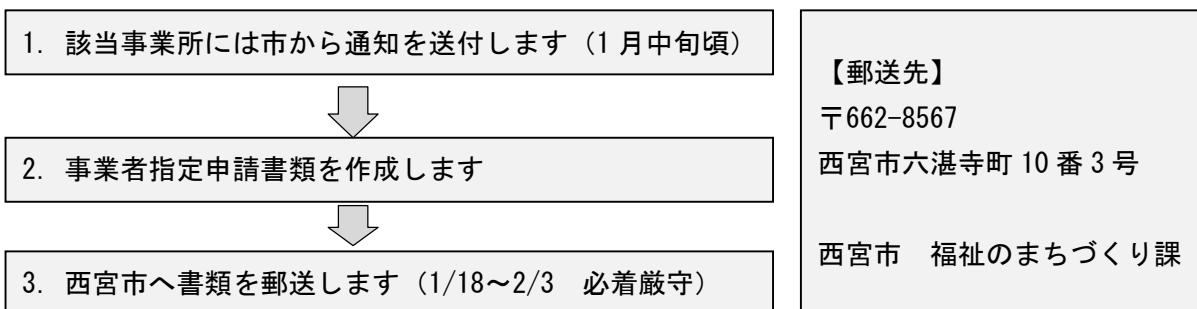
No.	申請書類	チェック
1	指定申請書(第 1 号様式)	有・無
2	付表 1 予防専門型訪問サービス事業所の指定に係る記載事項	有・無
3	(総合事業参考様式 9-1) 誓約書	有・無
4	(総合事業参考様式 9-2) 役員名簿	有・無
5	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	有・無
6	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	有・無
7	老人居宅生活支援事業開始届	有・無
8	介護予防訪問介護の指定通知書の写し	有・無
① 審査事務手数料は不要です。		

オ. みなし指定ではない介護予防訪問介護事業所が平成 29 年 4 月 1 日より予防専門型訪問サービス・家事援助限定型訪問サービス（一体的に実施）の両方を行う場合

平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護の指定を受けている事業所は、みなし指定にはなりません。平成 29 年 4 月 1 日より、予防専門型訪問サービス・家事援助限定型訪問サービス（一体的に実施）の両方を行う場合、平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 1 月末までに指定を受けた事業所については、下記のとおり申請手続きとなりますが、平成 29 年 2 月～3 月末日までに指定を受ける予定の事業所につきましては、別途西宮市から個別にご案内いたします。

様式は西宮市ホームページ内に 12 月下旬頃掲載予定です。

【申請手続き】



※郵送でのみの受付となります。

※事業所に他市町村の利用者がいる場合の手続きについては、早めに当該他市町村にお問い合わせください。

No.	申請書類	チェック
1	指定申請書(第 1 号様式)	2 枚
2	付表 1 予防専門型訪問サービス事業所の指定に係る記載事項	有・無
3	付表 3 家事援助限定型訪問サービス事業所の指定に係る記載事項	有・無
4	運営規程 ※	有・無
5	(総合事業参考様式 9-1) 誓約書	有・無
6	(総合事業参考様式 9-2) 役員名簿	有・無
7	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	有・無
8	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	有・無
9	老人居宅生活支援事業開始届	有・無
10	介護予防訪問介護の指定通知書の写し	有・無
11	掲載依頼書(平成 29 年 4 月 1 日指定分のみ提出)	有・無

① 「2 枚」と書かれている書類については、予防専門型訪問サービス・家事援助限定型訪問サービス、それぞれで提出が必要です。

② 審査事務手数料は 14,000 円(予防専門型訪問サービス・家事援助限定型訪問サービス)です。書類提出後に納付書を送付します。

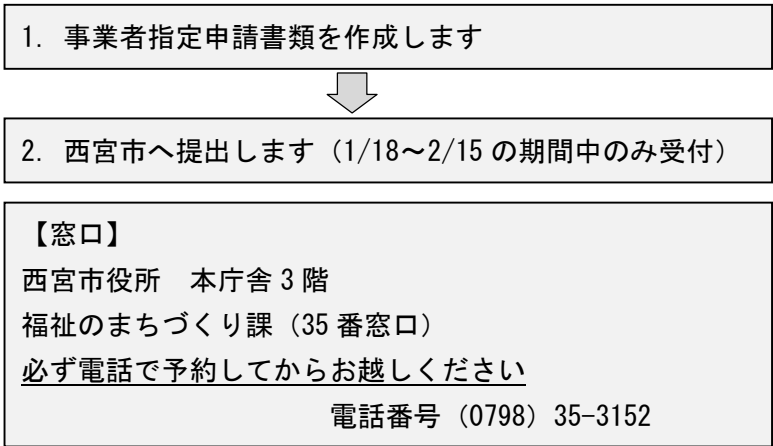
※ 運営規程、重要事項説明書及び契約書に関しては、「西宮市標準運営規程」、「西宮市標準重要事項説明書」及び「西宮市標準利用契約書」、又は 55 ページの通知に沿って作成してください。

カ. 平成 29 年 4 月 1 日に新たに事業所を開設し、訪問介護・介護予防訪問介護・予防専門型訪問サービスの 3 サービスを行う場合

平成 29 年 3 月末日時点で訪問介護、介護予防訪問介護の指定を受けていない事業者が、平成 29 年 4 月 1 日より、新たに訪問介護・介護予防訪問介護・予防専門型訪問サービスの 3 サービスを行う場合、下記のとおり指定申請が必要です。

様式は西宮市ホームページ内に 12 月下旬頃掲載予定です。

【申請手続き】



※不足書類があると、受理できない場合があります。なるべく早めにご提出ください。

※予防専門型訪問サービスにおいて他市町村の方にもサービス提供する場合の手続きについては、早めに当該他市町村にお問い合わせください。

No.	申請書類	チェック
1	指定申請書(第 1 号様式)	有・無
2	付表 1 予防専門型訪問サービス事業所の指定に係る記載事項	有・無
3	申請者の定款(原本証明必要)と登記簿謄本(3 ヶ月以内のもの)	△
4	(総合事業参考様式 1) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	△
5	(総合事業参考様式 2) 事業所の管理者の経歴書	△
6	資格証明書等の写し(原本証明必要)	△
7	(総合事業参考様式 3) 事業所の平面図	△
8	外観・内観の写真 (※1)	△
9	運営規程 (※2)	☆
10	(総合事業参考様式 6) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	△
11	当該申請に係る資産の目録(貸借対照表・損益計算書)	△
12	当該年度の事業計画書	△
13	当該年度の収支予算書	△
14	損害賠償発生時に対応が可能であることが分かる書類	△
15	(総合事業参考様式 9-1) 誓約書	有・無
16	(総合事業参考様式 9-2) 役員名簿	有・無

No.	申請書類	チェック
17	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	有・無
18	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	有・無
19	加算を算定する場合は、各加算に必要な添付書類	有・無
20	老人居宅生活支援事業開始届	☆
21	建築確認の協議録	△
22	重要事項説明書と契約書（※2）	☆

① ☆とは、同時に指定を受ける訪問介護の申請書類において、予防専門型訪問サービスと一体的に作成されている場合は省略可という意味です。

② △とは、同時に指定を受ける訪問介護の申請書類として提出があった場合は、省略可という意味です。

③ 審査事務手数料は 34,000 円（訪問介護・介護予防訪問介護・予防専門型訪問サービス）です。

※1 写真は、①外観 ②事務室内（机の配置、パソコン、電話、FAX等の備品） ③カギ付の書庫（ガラス張りの場合は内部が見えないようにガラスに布をはるなどの処理をお願いしております） ④相談室（四方が区切られている状態がわかるようにお願いしております） ⑤衛生設備（せっけんやアルコール消毒液などの設置が分かるようにしてください）の提出が必要です。

※2 運営規程、重要事項説明書及び契約書に関しては、「西宮市標準運営規程」、「西宮市標準重要事項説明書」及び「西宮市標準利用契約書」に沿って作成してください。

上記申請書類はあくまで予防専門型訪問サービスの指定申請書類についてです。別途、訪問介護・介護予防訪問介護の指定申請書の提出も必要です。申請書類については、西宮市ホームページ「指定介護サービス事業者（居宅系サービス）の新規指定申請等の手続きについて」
<http://www.nishi.or.jp/contents/0001844500060008600339.html> をご覧ください。

キ. 平成 29 年 4 月 1 日に新たに事業所を開設し、訪問介護・介護予防訪問介護・予防専門型訪問サービス・家事援助限定型訪問サービス（一体的に実施）の 4 サービスを行う場合

平成 29 年 3 月末日時点で介護予防訪問介護の指定を受けていない事業者が、平成 29 年 4 月 1 日より新たに訪問介護・介護予防訪問介護・予防専門型訪問サービス・家事援助限定型訪問サービス(一体的に実施)の 4 サービスを行う場合、下記のとおり指定申請が必要です。

様式は西宮市ホームページ内に 12 月下旬頃掲載予定です。

【申請手続き】

1. 事業者指定申請書類を作成します



2. 西宮市へ提出します (1/18~2/15 の期間中のみ受付)

【窓口】

西宮市役所 本庁舎 3 階

福祉のまちづくり課 (35 番窓口)

必ず電話で予約してからお越しください

電話番号 (0798) 35-3152

※不足書類があると、受理できない場合があります。なるべく早めにご提出ください。

※予防専門型訪問サービス・家事援助限定型訪問サービスにおいて他市町村の方にもサービス提供する場合の手続きについては、早めに当該他市町村にお問い合わせください。

No.	申請書類	チェック
1	指定申請書(第 1 号様式)	2 枚
2	付表 1 予防専門型訪問サービス事業所の指定に係る記載事項	有・無
3	付表 3 家事援助限定型訪問サービス事業所の指定に係る記載事項	有・無
4	申請者の定款(原本証明必要)と登記簿謄本(3ヶ月以内のもの)	△
5	(総合事業参考様式 1) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	△
6	(総合事業参考様式 2) 事業所の管理者の経歴書	△
7	資格証明書等の写し(原本証明必要)	△
8	(総合事業参考様式 3) 事業所の平面図	△
9	外観・内観の写真 (※1)	△
10	運営規程 (※2)	☆
11	(総合事業参考様式 6) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	△
12	当該申請に係る資産の目録(貸借対照表・損益計算書)	△
13	当該年度の事業計画書	△
14	当該年度の収支予算書	△
15	損害賠償発生時に対応が可能であることが分かる書類	△
16	(総合事業参考様式 9-1) 誓約書	有・無

No.	申請書類	チェック
17	(総合事業参考様式9-2)役員名簿	有・無
18	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	有・無
19	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	有・無
20	加算を算定する場合は、各加算に必要な添付書類	有・無
21	老人居宅生活支援事業開始届	☆
22	建築確認の協議録	△
23	重要事項説明書と契約書 (※2)	☆
24	掲載依頼書(平成29年4月1日指定分のみ提出)	有・無

① 「2枚」と書かれている書類については、予防専門型訪問サービス・家事援助限定型訪問サービス、それぞれで提出が必要です。

② ☆とは、同時に指定を受ける訪問介護の申請書類において、予防専門型訪問サービス・家事援助限定型訪問サービスと一体的に作成されている場合は省略可という意味です。

③ △とは、同時に指定を受ける訪問介護の申請書類として提出があった場合は、省略可という意味です。

④ 審査事務手数料は48,000円(訪問介護・介護予防訪問介護・予防専門型訪問サービス・家事援助限定型訪問サービス)です。

※1 写真は、①外観 ②事務室内(机の配置、パソコン、電話、FAX等の備品) ③カギ付の書庫(ガラス張りの場合は内部が見えないようにガラスに布をはるなどの処理をお願いしております) ④相談室(四方が区切られている状態がわかるようお願いしております) ⑤衛生設備(せっけんやアルコール消毒液などの設置が分かるようにしてください)の提出が必要です。

※2 運営規程、重要事項説明書及び契約書に関しては、「西宮市標準運営規程」、「西宮市標準重要事項説明書」及び「西宮市標準利用契約書」に沿って作成してください。

上記申請書類はあくまで予防専門型訪問サービス・家事援助限定型訪問サービスの指定申請書類についてです。別途、訪問介護・介護予防訪問介護の指定申請書の提出も必要です。申請書類については、西宮市ホームページ「指定介護サービス事業者(居宅系サービス)の新規指定申請等の手続きについて」<http://www.nishi.or.jp/contents/0001844500060008600339.html>をご覧ください。

ク. 平成 29 年 4 月 1 日に新たに事業所を開設し、家事援助限定型訪問サービスのみを行う場合

平成 29 年 4 月 1 日より新たに家事援助限定型訪問サービスのみを行う場合、下記のとおり指定申請が必要です。

様式は西宮市ホームページ内に 12 月下旬頃掲載予定です。

【申請手続き】

1. 事業者指定申請書類を作成します



2. 西宮市へ提出します (1/18~2/15 の期間中のみ受付)

【窓口】

西宮市役所 本庁舎 3 階

福祉のまちづくり課 (35 番窓口)

必ず電話で予約してからお越しください

電話番号 (0798) 35-3152

※不足書類があると、受理できない場合があります。なるべく早めにご提出ください。

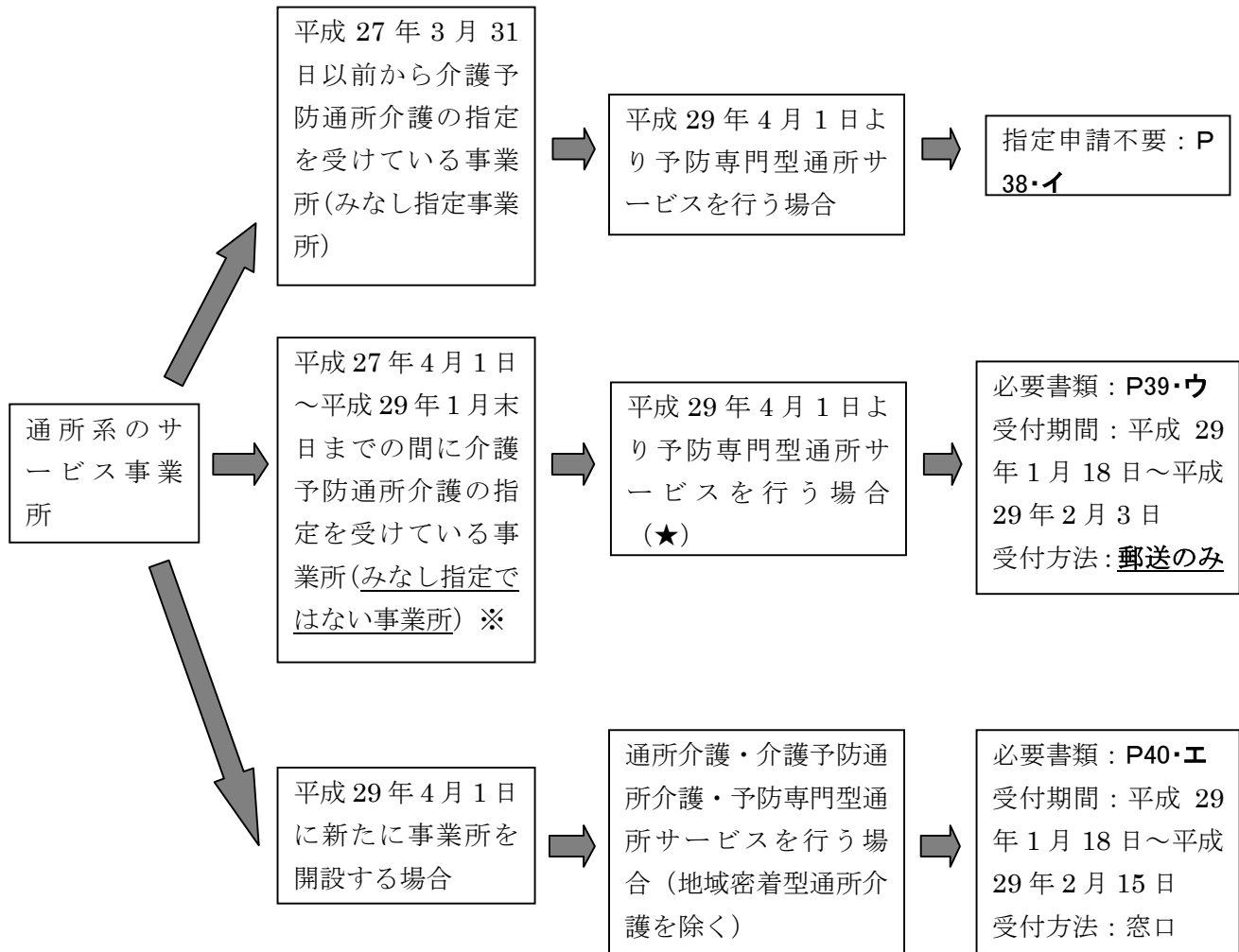
※他市町村の方にもサービス提供する場合の手続きについては、早めに当該他市町村にお問い合わせください。

No.	申請書類	チェック
1	指定申請書(第 1 号様式)	有・無
2	付表 3 家事援助限定型訪問サービス事業所の指定に係る記載事項	有・無
3	申請者の定款(原本証明必要)と登記簿謄本(3 ヶ月以内のもの)	有・無
4	(総合事業参考様式 1) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	有・無
5	(総合事業参考様式 2) 事業所の管理者の経歴書	有・無
6	資格証明書等の写し(原本証明必要)	有・無
7	(総合事業参考様式 3) 事業所の平面図	有・無
8	外観・内観の写真 (※1)	有・無
9	運営規程 (※2)	有・無
10	(総合事業参考様式 6) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	有・無
11	当該申請に係る資産の目録(貸借対照表・損益計算書)	有・無
12	当該年度の事業計画書	有・無
13	当該年度の収支予算書	有・無
14	損害賠償発生時に対応が可能であることが分かる書類	有・無
15	(総合事業参考様式 9-1) 誓約書	有・無
16	(総合事業参考様式 9-2) 役員名簿	有・無

No.	申請書類	チェック
17	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	有・無
18	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	有・無
19	加算を算定する場合は、各加算に必要な添付書類	有・無
20	老人居宅生活支援事業開始届	有・無
21	建築確認の協議録	有・無
22	重要事項説明書と契約書（※2）	有・無
23	掲載依頼書(平成 29 年 4 月 1 日指定分のみ提出)	有・無
<p>①審査事務手数料は 14,000 円です。</p> <p>※1 写真は、①外観 ②事務室内(机の配置、パソコン、電話、FAX等の備品) ③カギ付の書庫(ガラス張りの場合は内部が見えないようにガラスに布をはるなどの処理をお願いしております) ④相談室(四方が区切られている状態がわかるようお願いしております) ⑤衛生設備(せっけんやアルコール消毒液などの設置が分かるようにしてください)の提出が必要です。</p> <p>※2 運営規程、重要事項説明書及び契約書に関しては、「西宮市標準運営規程」、「西宮市標準重要事項説明書」及び「西宮市標準利用契約書」に沿って作成してください。</p>		

(4) 通所系サービスの総合事業を開始する場合

ア. 通所系サービスの指定申請についてのフローチャート



★のマークの付いた手続きについては、市より通知をいたします。

他の手続きについては通知等ございませんので、本資料・西宮市ホームページを参照の上、ご提出ください。

※平成 29 年 2 月～3 月末日までに指定を受ける予定の事業所につきましては、別途西宮市から個別にご案内いたします。

イ. みなし指定事業所が平成 29 年 4 月 1 日より予防専門型通所サービスを開始する場合

平成 27 年 3 月 31 日以前から介護予防通所介護の指定を受けている事業所(みなし指定事業所)が、平成 29 年 4 月 1 日より予防専門型通所サービスを行う場合、指定申請は不要です。27 ページと 55 ページにサービス提供する際の各種書類等への記載や契約について掲載しておりますので、ご覧ください。

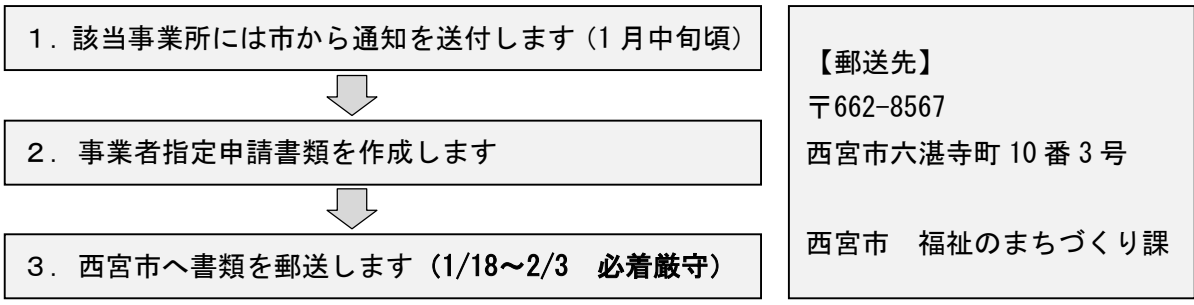
事業所に他市町村の利用者がいる場合の上記の手続きについては、早めに当該他市町村にお問い合わせください。

ウ. みなし指定ではない介護予防通所介護事業所が平成 29 年 4 月 1 日より予防専門型通所サービスを行う場合

平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、みなし指定にはなりません。平成 29 年 4 月 1 日より、予防専門型通所サービスを行う場合、平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 1 月末までに指定を受けた事業所については、下記のとおり指定申請が必要です。平成 29 年 2 月～3 月末までに指定を受ける予定の事業所につきましては、別途西宮市から個別にご案内いたします。

様式は西宮市役所ホームページ内に 12 月下旬掲載予定です。

【申請手続き】



※郵送でのみの受付となります。

※事業所に他市町村の利用者がいる場合の手続きについては、早めに当該他市町村にお問い合わせください。

No.	申請書類	チェック
1	指定申請書(第1号様式)	有・無
2	付表 2 予防専門型通所サービス事業所の指定に係る記載事項	有・無
3	(総合事業参考様式 9-1) 誓約書	有・無
4	(総合事業参考様式 9-2) 役員名簿	有・無
5	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	有・無
6	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	有・無
7	老人デイサービスセンター等施設設置届もしくは老人居宅生活支援事業開始届 (※)	有・無
8	介護予防通所介護の指定通知書の写し	有・無
備考	<p>① 審査事務手数料は不要です。</p> <p>※ ア 老人デイサービスセンター等施設設置届を届け出る施設 ①機能訓練室 ②食堂 ③静養室 を専用で有する施設とする。</p> <p>イ 老人居宅生活支援事業開始届を届け出る施設 特別養護老人ホーム等に併設された設備が前記(ア)の要件を満たさない場合とする。</p>	

エ. 平成 29 年 4 月 1 日に新たに事業所を開設し、通所介護・介護予防通所介護・予防専門型通所サービスの 3 サービスを行う場合（ただし、地域密着型通所介護を除く）

平成 29 年 3 月末日時点で通所介護・介護予防通所介護の指定を受けていない事業者が、平成 29 年 4 月 1 日より、新たに通所介護・介護予防通所介護・予防専門型通所サービスの 3 サービスを行う場合、下記のとおり指定申請が必要です。

様式は西宮市ホームページ内に 12 月下旬頃掲載予定です。

ただし、地域密着型通所介護・介護予防通所介護・予防専門型通所サービスの 3 サービスを行う場合は指定申請の内容・受付期間が大きく異なりますので、個別にお問い合わせください。

【申請手続き】

1. 事業者指定申請書類を作成します



2. 西宮市へ提出します（1/18～2/15 の期間中のみ受付）

【窓口について】

西宮市役所 本庁舎 3 階

福祉のまちづくり課（35 番窓口）

必ず電話で予約してからお越しください

電話番号（0798）35-3152

※不足書類があると、受理できない場合があります。なるべく早めにご提出ください。

※予防専門型通所サービスにおいて、他市町村の方にもサービス提供する場合の手続きについては、早めに当該市町村にお問い合わせください。

No.	申請書類	チェック
1	指定申請書(第 1 号様式)	有・無
2	付表 2 予防専門型通所サービス事業所の指定に係る記載事項	有・無
3	申請者の定款(原本証明必要)と登記簿謄本(3ヶ月以内のもの)	△
4	(総合事業参考様式 1) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	△
5	(総合事業参考様式 2) 事業所の管理者の経歴書	△
6	資格証明書等の写し(原本証明必要)	△
7	(総合事業参考様式 3) 事業所の平面図	△
8	外観・内観の写真 (※1)	△
9	(総合事業参考様式 5) 設備・備品等一覧表	△
10	運営規程 (※2)	☆
11	(総合事業参考様式 6) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	△
12	(総合事業参考様式 7) サービス提供実施単位一覧表	△
13	当該申請に係る資産の目録(貸借対照表・損益計算書)	△
14	当該年度の事業計画書	△

No.	申請書類	チェック
15	当該年度の収支予算書	△
16	損害賠償発生時に対応が可能であることが分かる書類	△
17	(総合事業参考様式 9-1) 誓約書	有・無
18	(総合事業参考様式 9-2) 役員名簿	有・無
19	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	有・無
20	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	有・無
21	加算を算定する場合は、各加算に必要な添付書類	有・無
22	建築確認の協議録	△
23	消防との協議録	△
24	土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることが出来る書類 賃貸の場合: 賃貸借契約書	△
25	(宿泊サービスをする場合) 指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する届出書	☆
26	老人デイサービスセンター等施設設置届もしくは老人居宅生活支援事業開始届 (※3)	☆
27	重要事項説明書と契約書 (※2)	☆
備考	<p>① △とは、同時に指定を受ける通所介護事業所の申請書類として提出があった場合は、省略可という意味です。</p> <p>② ☆とは、同時に指定を受ける通所介護事業所の申請書類において、予防専門型通所サービスと一体的に作成されている場合は省略可という意味です。</p> <p>③ 審査事務手数料は、34,000 円 (通所介護・介護予防通所介護・予防専門型通所サービス) です。</p> <p>※1 写真は、①外観 ②事務室内 (机の配置、パソコン、電話、FAX等の備品) ③カギ付の書庫 (ガラス張りの場合は内部が見えないようにガラスに布をはるなどの処理をお願いしております)</p> <p>④相談室 (四方が区切られている状態がわかるようにお願いしております) ⑤食堂及び機能訓練室 ⑥静養室 ⑦トイレ ⑧衛生設備 (せっけんやアルコール消毒液などの設置が分かるように) ⑨浴室 (浴室がなければ不要) の提出が必要です。</p> <p>※2 運営規程、重要事項説明書及び契約書に関しては、「西宮市標準運営規程」、「西宮市標準重要事項説明書」及び「西宮市標準利用契約書」に沿って作成してください。</p> <p>※3 ア 老人デイサービスセンター等施設設置届を届け出る施設 ①機能訓練室 ②静養室 ③食堂 を専用で有する施設とする。 イ 老人居宅生活支援事業開始届を届け出る施設 特別養護老人ホーム等に併設された設備が前記(ア)の要件を満たさない場合とする。</p> <p>上記申請書類はあくまで予防専門型通所サービスの指定申請書類についてです。別途、通所介護・介護予防通所介護の指定申請書の提出も必要です。申請書類については、西宮市ホームページ「指定介護サービス事業者 (居宅系サービス) の新規指定申請等の手続きについて」 http://www.nishi.or.jp/contents/0001844500060008600339.html をご覧ください。</p>	

(5) 西宮市外に所在する事業者の第1号事業の指定

ア. 西宮市外事業者によるサービス提供について

これまでの予防給付とは違い、第1号事業は市町村ごとに実施する事業となります。そのため西宮市外事業者は、西宮市が保険者である利用者(住所地特例対象者を除く)に対してサービス提供するためには、西宮市の指定基準を満たしたうえで、西宮市の事業者指定を受けなければなりません。

西宮市の被保険者(住所地特例対象者を除く)にサービスを提供する前に、必ず事業者指定を受けていただきますようお願いいたします。みなし指定事業所を除く西宮市外事業所が、西宮市の指定を受けなければ、第1号事業支給費の対象とはなりませんのでご注意ください。

様式は西宮市ホームページ内に12月下旬頃掲載予定です。

イ. 平成29年4月1日指定の申請手続きについて

必要な書類を揃えていただき、受付期間内に西宮市へご提出をお願いいたします。

【申請手続き】

1. 事業者指定申請書類を作成します



2. 西宮市へ書類を提出します(1/18~2/15の期間中のみ受付)

【窓口に来られる場合】

西宮市役所 本庁舎3階

福祉のまちづくり課(35番窓口)

必ず電話で予約してからお越しください

電話番号(0798)35-3152

【郵送の場合】

〒662-8567

西宮市六湛寺町10番3号

西宮市 福祉のまちづくり課

※不足書類があると、受理できない場合があります。なるべく早めにご提出ください。

(ア)他市において介護予防訪問介護の指定を受けている事業者(みなし指定事業者を除く)が、西宮市の被保険者にサービス提供するにあたり、西宮市における予防専門型訪問サービスの指定を受けようとする場合

- ・指定申請書(第1号様式)
- ・付表1 予防専門型訪問サービス事業所の指定に係る記載事項
- ・(総合事業参考様式9-1)誓約書
- ・(総合事業参考様式9-2)役員名簿
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ・他市における介護予防訪問介護の指定通知書の写し

(イ)他市において、訪問介護と介護予防訪問介護との一体的な事業者指定があり、西宮市においても家事援助限定型訪問サービスの事業者指定を一体的に受けようとする場合(みなし指定事業者以外の場合は予防専門型訪問サービスの事業者指定も一体的に受けることとする)

- ・指定申請書(第1号様式)
- ・付表3 家事援助限定型訪問サービス事業所の指定に係る記載事項
- ・(総合事業参考様式9-1)誓約書
- ・(総合事業参考様式9-2)役員名簿
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ・他市における介護予防訪問介護の指定通知書の写し
- ・掲載依頼書(平成29年4月1日指定分のみ提出)

(ウ)他市において介護予防通所介護の指定を受けている事業者(みなし指定事業者を除く)が、西宮市の被保険者にサービス提供するにあたり、西宮市における予防専門型通所サービスの指定を受けようとする場合

- ・指定申請書(第1号様式)
- ・付表2 予防専門型通所サービス事業所の指定に係る記載事項
- ・(総合事業参考様式9-1)誓約書
- ・(総合事業参考様式9-2)役員名簿
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ・他市における介護予防通所介護の指定通知書の写し

10. 請求関連の事務手続き

(1) 西宮市のサービス種類コード等

ア. サービス種類コード

サービス種類コード	サービス種類名	内容
A1	訪問型サービス (みなし)	みなし指定を受けた事業者（平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護の指定を受けている事業所を予防専門型訪問サービスの指定を受けたものとみなす）が予防専門型訪問サービスを請求するサービス種類。
A2	訪問型サービス (独自)	・みなし指定を受けていない指定事業者が予防専門型訪問サービスを請求するサービス種類。 ・家事援助限定型訪問サービスを請求するサービス種類。
A5	通所型サービス (みなし)	みなし指定を受けた事業者（平成27年3月31日時点で介護予防通所介護の指定を受けている事業所を予防専門型通所サービスの指定を受けたものとみなす）が予防専門型通所サービスを請求するサービス種類。
A6	通所型サービス (独自)	みなし指定を受けていない事業者が予防専門型通所サービスを請求するサービス種類。
AF	介護予防ケア マネジメント	訪問型サービス及び通所型サービスのみを利用する（予防給付を含まない）場合のケアマネジメント費を請求するサービス種類。

イ. サービスコード表

A1、A2、A5、A6 及び AF のサービスコード表をホームページに公開しています。

※ホームページアドレス：<http://www.nishi.or.jp/contents/0004020300060008600339.html>

例) 訪問型サービス（みなし）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定単位			
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（みなし） （Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1 回程度）	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,168	1月につき			
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任				818				
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一				1,051	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%			
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一				736				
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割				38				
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任				27				
A1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一				34	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%			
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一				24				
A1	1211	訪問型サービスⅡ				ロ 訪問型サービス費（みなし） （Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2 回程度）	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,335	1月につき
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任							1,635	
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一	2,102	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%						
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一	1,472							
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割	77							
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任	54							
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一	69	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%						
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一	49							
A1	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（みなし） （Ⅲ）	要支援2（週2回を超える程度）	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%				3,704	1月につき
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任							2,593	
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一				3,334	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%			
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一				2,334				
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割				122				
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任				85				
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一				110	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%			
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一				77				
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算				特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき	
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15%加算		1日につき	
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき				
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算		1日につき				
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき				
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき				
A1	4001	訪問型サービス初回加算	初回加算	200単位加算		200				
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算		100				
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の85/1000 加算						
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の48/1000 加算						
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数の 90% 加算						
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)で算定した単位数の 80% 加算						

ウ. サービスコードマスタ

A2、A6 及び AF のサービスコードマスタをホームページに公開します。

※公開時期は未定により、メーリングリストにてお知らせします。

A1 及び A5 については、国保中央会提供のサービスコードマスタを使用してください。

(2) 地域区分と単価

サービス 種類コード	地域区分	地域単価	内容
A1 A5	事業所所在地 の地域区分	事業所所在地 の地域単価	事業所の所在地に相当する地域区分及び単価を設定。
A2	西宮市の地域区分 (3級地)	11.05円	①事業所を指定した市町村の所在地に相当する地域区分及び単価若しくは②10円を設定。いずれによるかは各市町村が設定。西宮市は①(左記参照)とする。
A6		10.68円	
AF		11.05円	

※ 住所地特例者の場合は、サービスを提供する施設所在地の市町村の地域区分を設定。

※4つの例示の事業所の指定はすべて西宮市による指定

例1) 西宮市内に所在するみなし指定を受けた指定予防専門型訪問サービス事業者が西宮市の被保険者にサービスを提供する場合
→サービス種類コードは **A1**、地域単価は 11.05円

例2) B市に所在するみなし指定を受けた指定予防専門型訪問サービス事業者が西宮市の被保険者にサービスを提供する場合
→サービス種類コードは **A1**、地域単価は B市の単価

例3) 西宮市内に所在するみなし指定を受けていない指定予防専門型訪問サービス事業者が西宮市の被保険者にサービスを提供する場合
→サービス種類コードは **A2**、地域単価は 11.05円

例4) B市に所在するみなし指定を受けていない指定予防専門型訪問サービス事業者が西宮市の被保険者にサービスを提供する場合
→サービス種類コードは **A2**、地域単価は 11.05円 ※B市所在の事業者も11.05円となる。

(3) 使用するサービスコード

事業所所在地	事業所指定	西宮市の被保険者へのサービス提供	A市の被保険者へのサービス提供	A市の施設に居住する西宮市の住所地特例者へのサービス提供	西宮市の施設に居住するA市の住所地特例者へのサービス提供
西宮市	西宮市の指定を受けている場合	西宮市のサービスコードにより請求	—	—	西宮市のサービスコードにより請求
	A市の指定を受けている場合	—	A市のサービスコードにより請求	A市のサービスコードにより請求	—
A市	西宮市の指定を受けている場合	西宮市のサービスコードにより請求	—	—	西宮市のサービスコードにより請求
	A市の指定を受けている場合	—	A市のサービスコードにより請求	A市のサービスコードにより請求	—

※ 他市町村（表でいうA市）の総合事業のサービスコード等は、他市町村へ問い合わせること。

(4) 公費の取り扱い

サービス種類コード	12（生活保護）	25（中国残留）	81（原爆助成）	58（全額免除）
A1	○	○	○	○
A2	○	○	○	○
A5	○	○	○	
A6	○	○	○	

※ ○印は、請求が可能な公費

(5) 給付制限

総合事業のサービスについては、給付制限を適用しません（具体的な取扱いについては、次のとおり）。

- ア. 「事業対象者」が総合事業のサービスを利用する場合、給付制限は適用されません。
- イ. 給付制限中の「要支援認定者」が総合事業のサービスのみを利用する場合、サービスに給付制限は適用されませんが、給付額減額措置が適用されている期間については、利用者負担助成事業、高額介護予防サービス費相当事業の対象となりません。
- ウ. 給付制限中の「要支援認定者」が総合事業のサービスと予防給付のサービスを併用する場合、総合事業のサービスに給付制限は適用されませんが、予防給付のサービスには適用されます。また、両サービスともに、給付額減額措置が適用されている期間については、利用者負担助成事業、高額介護予防サービス費（相当）事業等の対象となりません。

(6) 日割りの算定方法

日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間※に応じた日数による日割りとします。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定することとなります。

- ※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

介護予防・日常生活支援総合事業（月額包括報酬とした場合）の対象事由と起算日		
	月途中の事由	起算日※2
開始	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要支援Ⅰ ↔ 要支援Ⅱ） ・区分変更（事業対象者 → 要支援） 	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要介護 → 要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除 	契約日
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約開始 	契約日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約解除（月額報酬対象サービスが、予防専門型訪問サービス、家事援助限定型訪問サービスの場合） ・介護予防通所介護の契約解除（月額報酬対象サービスが、予防専門型通所サービスの場合） 	契約解除日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1） 	退居日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1） 	契約解除日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1） 	退所日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間開始 	開始日
	<ul style="list-style-type: none"> ・生保単独から生保併用への変更 （65歳になって被保険者資格を取得した場合） 	資格取得日

終了	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要支援Ⅰ ↔ 要支援Ⅱ） ・区分変更（事業対象者 → 要支援） 	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（事業対象者 → 要介護） ・区分変更（要支援 → 要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約解除 	契約解除日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約開始（月額報酬対象サービスが、予防専門型訪問サービス、家事援助限定型訪問サービスの場合） ・介護予防通所介護の契約開始（月額報酬対象サービスが、予防専門型通所サービスの場合） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1） 	入居日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1） 	サービス提供日 （通い、訪問又は宿泊）の前日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1） 	入所日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間終了 	終了日

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

※ 訪問型サービス、通所型サービスは、介護予防訪問介護、介護予防通所介護と異なり、月途中での利用者との契約開始については、契約日から日割りで算定します。また、月途中での利用者との契約解除については、契約解除日まで日割りで算定します。

(7) 同時算定について

利用サービス	同時算定に関する主な制限事項	
<p>予防専門型訪問サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの予防専門型訪問サービス事業所においてサービスを提供します。同時に2つの事業所を利用することはできません。 ・家事援助限定型訪問サービスを利用することはできません。 	<p>介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を利用している間は算定できません。</p>
<p>家事援助限定型訪問サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの家事援助限定型訪問サービス事業所においてサービスを提供します。同時に2つの事業所を利用することはできません。 ・予防専門型訪問サービスを利用することはできません。 	
<p>予防専門型通所サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの予防専門型通所サービス事業所においてサービスを提供します。同時に2つの事業所を利用することはできません。 ・介護予防通所リハビリテーションを利用することはできません。 	

11. 第1号事業のための主な準備事項

(1) 確認のポイント

事項	内容
利用者資格確認	<p>要支援認定を受けている利用者の介護保険被保険者証を確認し、いつから第1号事業の利用に切り替わるかを把握しておいてください。</p> <p>みなし指定を受けていない場合は、切り替わる前に指定申請が必要です。</p> <p>他市町村の被保険者にサービス提供をしている場合は、市町村毎に移行時期や方法が異なるため、特に早めの確認が必要です(他の項目も共通です)。</p>
指定申請	<p>みなし指定以外の事業所が第1号事業に参入する場合は新規指定申請が必要です。</p>
定款変更	<p>定款の目的事業への「第1号事業」の追加について、所管する行政機関に変更について確認が必要です。追記する事業名称は「介護保険法に基づく第1号事業」等です。詳細は本市通知をご覧ください。</p>
運営規程	<p>第1号事業の運営規程を作成する必要があります。本市ホームページに掲載している「西宮市標準運営規程」又は本市通知に沿って作成してください。</p>
契約書 重要事項説明書	<p>第1号事業の契約書及び重要事項説明書を作成する必要があります。本市ホームページに掲載している「西宮市標準利用契約書」、「西宮市標準重要事項説明書」又は本市通知に沿って作成してください。</p> <p>作成後は第1号事業の利用開始前に必ず当該利用者に対して重要事項説明書の説明と交付を行い、同意を得て、第1号事業の契約の締結を行ってください。</p>
報酬請求ソフトの確認	<p>使用されている報酬請求のソフトが、第1号事業に対応しているか確認し、対応していない場合はシステム開発事業者の確認をしてください。</p>
サービスコード表 取り込み	<p>本市ホームページに掲載している本市のサービスコード表を請求システムに取り込んでください。</p> <p>他市町村の被保険者へ第1号事業のサービスを提供する場合は、当該他市町村のサービスコードの取り込みも必要です。サービスコードはホームページに掲載している市町村が多く見受けられます。</p> <p>取り込み方法はシステム開発事業者の確認してください。</p>

(2) 質問と回答

質問票の受付	平成 28 年 12 月 22 日 (木) までに本市ホームページ掲載の所定の様式を使用して電子メールで提出してください。
回答の公表	上記期限までに受け付けた主な質問と回答については本市ホームページ (http://www.nishi.or.jp/contents/0004020300060008600339.html) に平成 29 年 1 月 18 日 (水) に掲載する予定です。

(3) 介護予防・生活支援員養成研修

受講者の募集時期や方法、申し込み先等については、現在未定ですが、市政ニュース 1 月 25 日号もしくは 2 月 10 日号で広報する予定です。

実施予定日	平成 28 年度は平成 29 年 3 月に 2 回実施する予定です。時間は未定です。	
	1 回目	1 日目：平成 29 年 3 月 7 日 (火)
		2 日目：平成 29 年 3 月 10 日 (金)
		3 日目：平成 29 年 3 月 14 日 (火)
2 回目	1 日目：平成 29 年 3 月 9 日 (木)	
	2 日目：平成 29 年 3 月 13 日 (月)	
	3 日目：平成 29 年 3 月 15 日 (水)	

通 知

西介保発第 54 号
平成 28 年 12 月 9 日
(2016 年)

市内指定居宅介護支援事業所 管理者様
市内指定介護予防支援事業所 管理者様
市内指定(介護予防)訪問介護事業所 管理者様

西宮市健康福祉局長

予防専門型訪問サービス及び家事援助限定型訪問サービスの利用について (通知)

平素より、本市介護保険事業の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市においては、第 1 号事業の予防専門型訪問サービス及び家事援助限定型訪問サービスを新規に利用するに当たっては、以下のとおり取り扱うこととしますので通知します。

記

訪問型サービスの利用に当たっては、地域包括支援センター及び委託先の居宅介護支援事業所における介護支援専門員が利用者本人の状況を判断して位置づけするが、原則、新規に訪問型サービスで生活援助のみの利用をする場合においては、家事援助限定型訪問サービスの利用とする。

ただし、生活援助のみの利用であっても、①直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa 以上又は精神疾患等がある等の利用者であって、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断された場合や、②利用者の居宅の日常生活圏域内等に指定家事援助限定型訪問サービス事業所がない場合は、予防専門型訪問サービスの利用が認められる。

なお、新規で生活援助のみの訪問型サービス利用を予防専門型訪問サービスでケアプランに位置づけた場合は、位置づけた理由を介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに必ず記載することとする。

以 上

<問い合わせ先>

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3

西宮市 介護保険課 給付・適正化チーム

電 話 : 0798-35-3048

西福ま発第110号
平成28年12月9日
(2016年)

指定(介護予防)訪問介護事業者 代表者 様
指定(介護予防)通所介護事業者 代表者 様

西宮市 福祉のまちづくり課長

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う定款等の変更について(通知)

平素より、介護保険事業の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を開始します。

これに伴い、指定介護予防訪問介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者のうち、みなし指定を受けた事業者又は平成29年4月1日に総合事業の指定を受ける事業者におきまして、定款等の変更が必要となりますので、下記のとおり通知します。

なお、本市の被保険者以外で、他市町村の被保険者が利用している場合は、指定等に関する手続は、本市とは別に、保険者である当該他市町村にお問い合わせください。

記

1. 定款の記載について

総合事業に関する事項を追加する場合は、本市への変更等の届出は不要です。

(1) 定款について

対象サービス	記載例
予防専門型訪問サービス	介護保険法に基づく第1号訪問事業
家事援助限定型訪問サービス	介護保険法に基づく第1号事業
予防専門型通所サービス	介護保険法に基づく第1号通所事業
	介護保険法に基づく第1号事業

※ 「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」については、平成30年3月31日まで実施する可能性があるため、それまでは削除しないでください。

※ 定款変更の記載例が全ての法人に当てはまるわけではありませんので、所管する行政機関に変更についてご確認ください。

※ 「老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業」は第1号訪問事業が、「老人福祉法に規定する老人デイサービス事業及び老人デイサービスセンター」は第1号通所事業が含まれますので、既に定款に記載している場合は、変更する必要がありません。

2. 運営規程、契約書及び重要事項説明書の記載について

運営規程又は契約書及び重要事項説明書(以下「運営規程等」という。)を作成する場合は、いずれも本市への変更等の届出は不要です。ただし、営業時間の変更など、変更届の添付書類に運営規程を要する届出がある場合は、新しい運営規程を添付し、届け出てください。

(1) サービスの表記について

運営規程等で文中（タイトルを含む。）の表記を、予防専門型訪問サービス又は予防専門型通所サービスに対応した表記に追加・修正する必要があります。

現行の記載例	追加・修正の記載例
指定介護予防訪問介護	指定予防専門型訪問サービス
指定介護予防通所介護	指定予防専門型通所サービス
要支援者	要支援者又は事業対象者
西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年西宮市条例第 16 号）	西宮市指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱
介護予防サービス計画	介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン
介護予防訪問介護計画	予防専門型訪問サービス計画
介護予防通所介護計画	予防専門型通所サービス計画
介護給付費 介護給付 保険給付	第 1 号事業支給費

※ 「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」については、平成 30 年 3 月 31 日まで実施する可能性があるため、それまでは削除しないでください。

※ 記載例は一例であり、運営規程等については、本市ホームページにも雛形を掲載しておりますので、参考に適宜、追加や修正をしてください。

※ 家事援助限定型訪問サービスを実施し、一体的に作成する場合は、家事援助限定型訪問サービスについての表記を追加する必要があります。

(2) 利用料等について

予防専門型訪問サービス又は予防専門型通所サービスについては、利用料及び利用負担額は現行の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護と変わりません。

ただし、家事援助限定型訪問サービスについては、現行の介護予防訪問介護の利用料とは異なるため、家事援助限定型訪問サービスを実施する事業者は、本市ホームページに掲載している家事援助限定型訪問サービス運営規程等の雛形や手引きを確認の上、その内容を運営規程等に記載してください。

3. 契約の締結について

現在、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を利用している要支援者は、平成 29 年度 4 月 1 日以降、当該要支援者の要支援認定有効期間を満了し、更新後の要支援認定有効期間の開始日から予防専門型訪問サービス又は予防専門型通所サービスの利用者となります。

利用者が予防専門型訪問サービス又は予防専門型通所サービスの利用を開始する前に、

必ず当該利用者に対して、重要事項説明書の説明と交付を行い、同意を得て、予防専門型訪問サービス又は予防専門型通所サービスの利用についての契約の締結を行ってください。

※ 運営規程等については、本市ホームページに雛形を平成 28 年 12 月下旬に掲載する予定としておりますので、参考にしてください。

以上

(問い合わせ先)

西宮市 福祉のまちづくり課
居宅指定チーム

TEL:0798-35-3152

FAX:0798-34-5465

資 料 編

資料 1. 介護予防・生活支援員養成研修

(1) 研修カリキュラム

科目番号	科目名	時間数	目的	内容	学習目標
1	職務の理解	1時間	高齢者等の尊厳を保持し、権利を擁護するとともに、高齢者等やその家族と適切なコミュニケーションをとり、信頼関係を構築することができる。	①仕事の内容、現場の具体的なイメージ	総合事業における訪問型サービスの位置づけ、目的及び提供可能なサービス内容を理解する。また、多様なサービスやインフォーマルサポートについて理解する。
				②介護予防ケアマネジメントから支援の提供までに至る流れ	ケアマネジメントの意義、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れを理解する。
				③求められる職業倫理	介護の専門性と職業倫理について理解し、様々な職種との連携の重要性を理解する。
				④事故の防止と発生時の対応、感染対策、健康管理	サービスを安全に提供するため、事故防止や緊急時やトラブルへの対応、感染症予防、介護職の心身の健康管理について理解する。
2	制度理解	1時間		①介護保険制度、介護予防・日常生活支援総合事業その他の地域支援事業	介護保険制度及び総合事業の理念、体系、利用の流れ、サービス内容等を理解し、必要に応じて利用者・家族に説明ができる。
				②障害者福祉、生活困窮者支援などの関連制度	高齢障害者や生活困窮者への対応についての理解を深めるため、関連制度を理解する。
3	高齢者等の尊厳の保持	2時間		①高齢者等の尊厳の保持についての基本的な理解	利用者の人権や尊厳を尊重し、利用者の立場に立った支援の基本姿勢を理解する。
				②個人情報やプライバシーの保護	高齢者等やその家族の個人情報やプライバシーの保護等情報の取扱いについて正しく理解する。
				③虐待や身体拘束の禁止	虐待の定義、身体拘束の禁止などの基本的な内容に加え、サービス利用者の尊厳やプライバシーを傷つけない生活支援のあり方を理解する。
				④成年後見制度など	権利擁護や成年後見の制度の目的、内容等について正しく理解する。
4	本人や家族とのコミュニケーション	3時間		①本人の思いを傾聴し、共感するコミュニケーション	コミュニケーションの意義、目的、役割を理解し、コミュニケーションの基礎知識を身につける。

科目番号	科目名	時間数	目的	内容	学習目標
	ーション			②聴力障害や失語症、認知症などに応じたコミュニケーション ③家族とのコミュニケーション	言語、視覚、聴覚障害者等利用者に応じたコミュニケーションが実践できるよう、コミュニケーションの留意点を学ぶ。 家族の心理や葛藤の存在を理解した上での適切なコミュニケーション方法と訪問時等の接遇マナーを身につける。
5	自立支援の理論と実践	2時間	単に掃除、調理、買い物などの支援を行うだけでなく、高齢者等の有する能力を活かし、その意欲に働きかけながら、高齢者等が自立した日常生活を続けられるような支援を行える。	①基本的な考え方(ADL改善とQOL向上、リハビリテーション前置など) ②自立支援に資する具体的な生活支援技術	生活支援を通じて、高齢者等の能力を活かし、できる限り自立した生活を続けられるよう自立支援の考え方を十分に理解する。 介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を理解し、利用者の生活状況にあった適切な支援方法を理解する。
6	老化や疾病についての理解と介護予防	2時間	認知症の予防や早期発見、社会参加と閉じこもりの予防、運動機能の向上、栄養状態の改善、口腔ケアなど、高齢者等の介護予防に関する基本的な理解がある。	①要支援高齢者の状態像、老化による心身の変化、高齢者に多い疾病 ②障害とICFの基礎知識(個人因子と環境因子など) ③認知症の基礎知識、予防と早期発見 ④社会参加と閉じこもり予防、運動機能訓練、栄養改善、口腔ケアなどの意義	老化に伴う身体的・心理的な変化と日常生活上の影響及び高齢者に多い疾病についての基本的な知識を理解する。 障害の概念とICFなど障害者福祉の基本的考え方を理解する。 認知症による生活障害及び行動障害等を理解し、認知症の人に対する関わり方の基本を理解する。 介護予防・フレイル予防に資する社会参加、運動、栄養のバランスの取れた取組の必要性を理解する。
7	チームケア	1時間	地域住民、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターなどの介護予防・生活支援の担い手と良好な関係を築き、適切に連携することができる。	①チームケアの意義、住民主体と多職種連携 ②サービス担当者会議、地域ケア会議、生活支援協議会 ③情報共有の方法(記録や報告の方法など)	介護や医療の専門職によるサービスの提供だけではなく、「(セルフケアを含む)住民主体の取組」と「多職種連携」の重要性を理解する。 多職種連携による地域ケア会議等の機能、生活支援体制の整備、地域づくりを支援する生活支援協議体の役割と取組について理解する。 記録による情報の共有化の方法、報告の留意点などチームのコミュニケーション技法を理解する。

様式第2号(第7条関係)

第 号

修 了 証

氏 名

生年月日

見本

あなたが西宮市介護予防・生活支援員養成研修実施要綱に規定する「介護予防・生活支援員養成研修」の全課程を修了されたことを証します。

平成 () 年 月 日

西宮市長

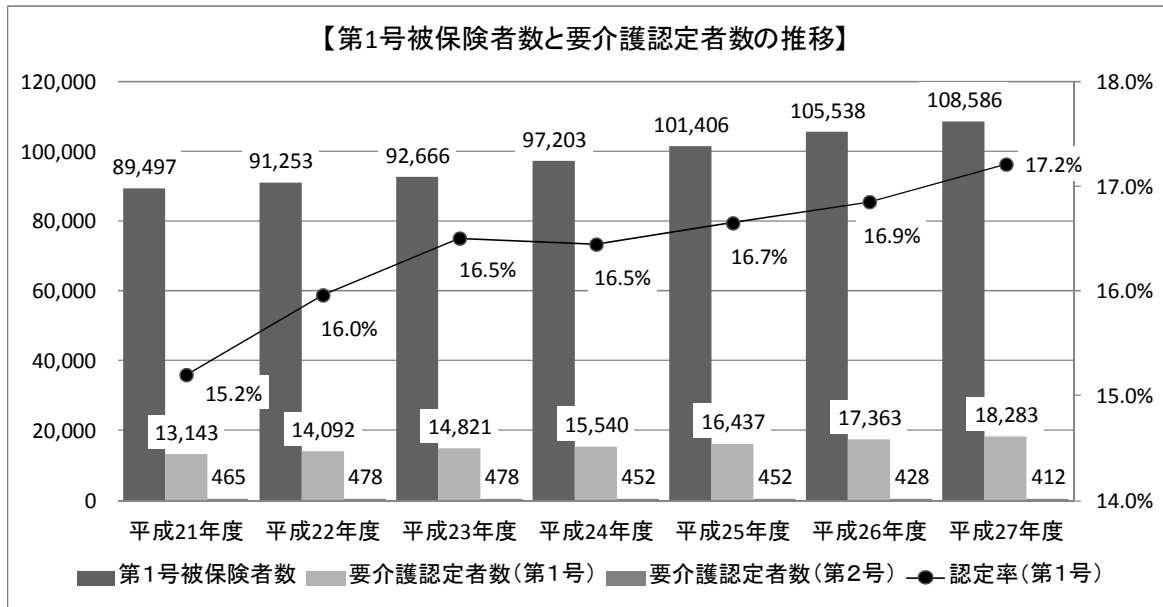


資料 2. 本市の要支援者の状況

(1) 要介護認定者数の推移

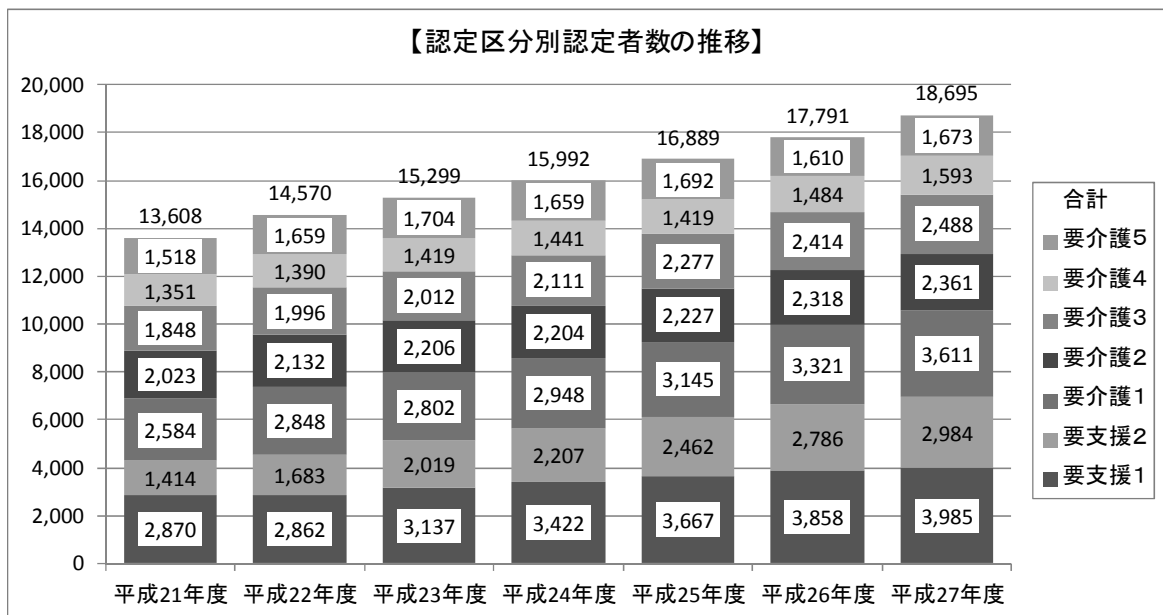
第1号被保険者数と要介護者数の推移を見ると、ともに増加傾向にあり、平成27年9月で、第1号被保険者が108,586人、要介護認定者が18,695人(第1号被保険者18,283人、第2号被保険者412人)となっています。

また認定率(第1号被保険者に占める要介護認定者の割合)についても増加傾向にあり、平成27年9月で17.2%となっています。



資料:介護保険事業状況報告(各年度9月月報【9月末】)

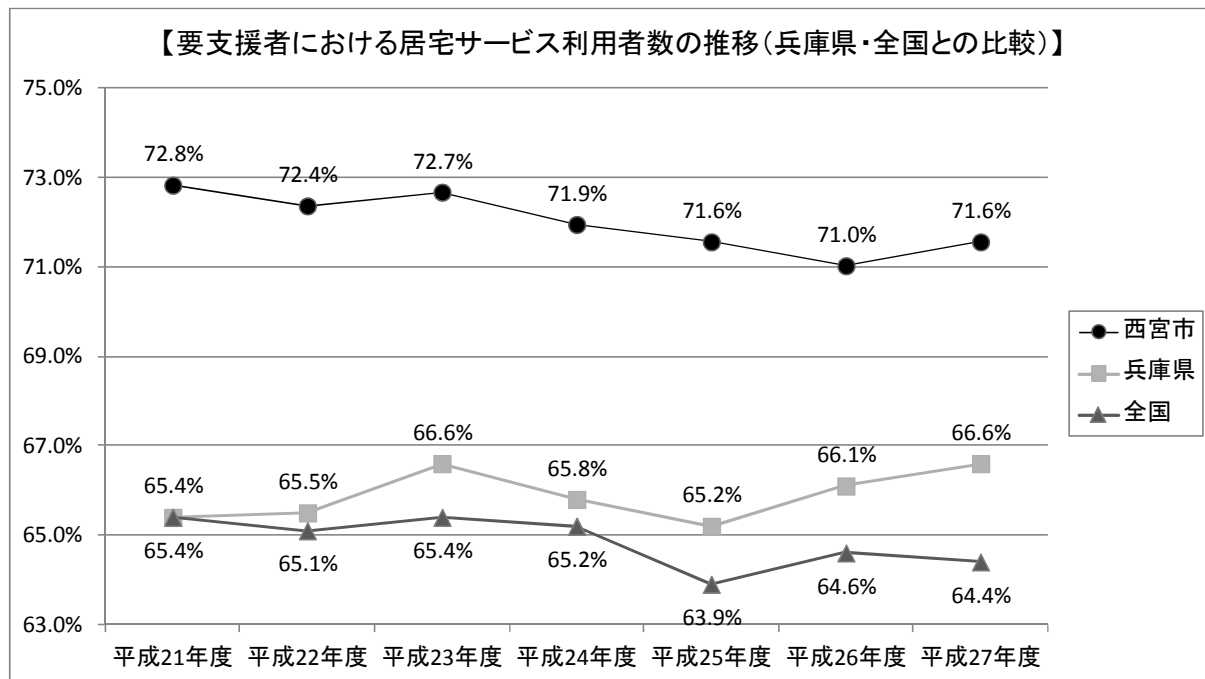
認定区分別にみると、要支援2の増加率が最も高く、平成21年度に比べ平成27年度には人数が2倍以上増加しています。



資料:介護保険事業状況報告(各年度9月月報【9月末】)

(2) 居宅サービス利用者数の推移

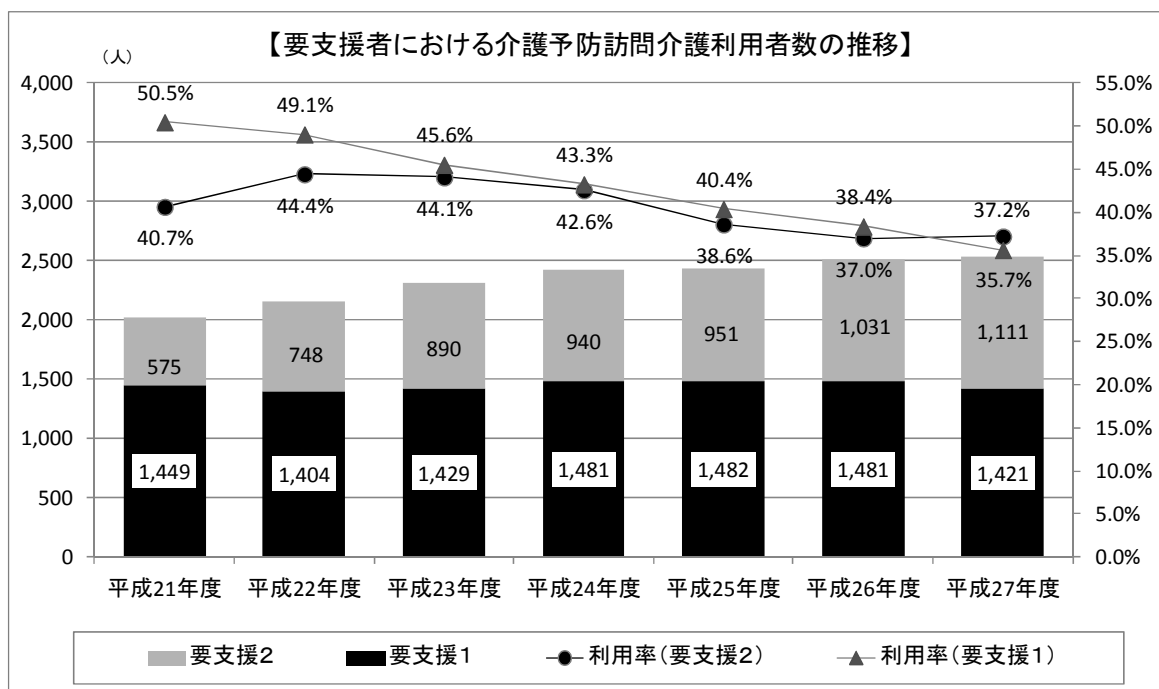
要支援認定者における居宅サービスの利用率の推移を見ると、減少傾向にありましたが、平成27年度は微増し71.6%となっています。兵庫県及び全国と比較すると5～7ポイント程度上回って推移しています。



資料:介護保険事業状況報告(各年度11月月報【9月サービス分】)

要支援者における介護予防訪問介護利用者数の推移を見ると、利用者数は概ね増加傾向にあります。特に要支援2の利用者数は、平成21年度は575人であったのに対し、平成27年度は1,111人と約2倍に増加しています。

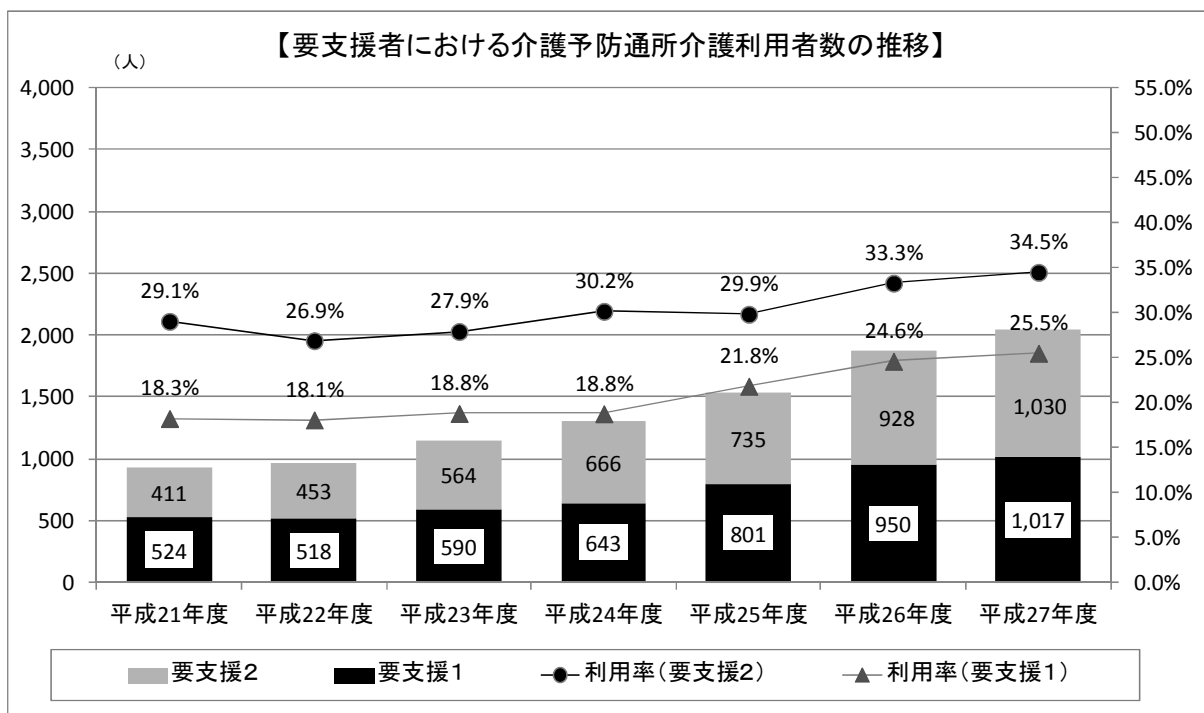
一方で、要支援認定者に占める利用率は減少傾向にあり、平成27年度では要支援1の人の利用率は35.7%、要支援2の人の利用率は37.2%となっています。



資料:介護保険事業状況報告(利用者数は各年度11月月報【9月サービス分】、認定者数は9月月報【9月末】)

要支援者における介護予防通所介護利用者数の推移を見ると、利用者数は増加傾向にあり、平成 21 年度と平成 27 年度の利用者数を比べると、要支援 1・2ともに約 2 倍に増加しています。

また、要支援認定者に占める利用率も増加傾向にあり、平成 27 年度では要支援 1 の人の利用率は 25.5%、要支援 2 の人の利用率は 34.5%となっています。



資料:介護保険事業状況報告(利用者数は各年度 11 月月報【9 月サービス分】、認定者数は 9 月月報【9 月末】)

資料 3. 一般介護予防事業

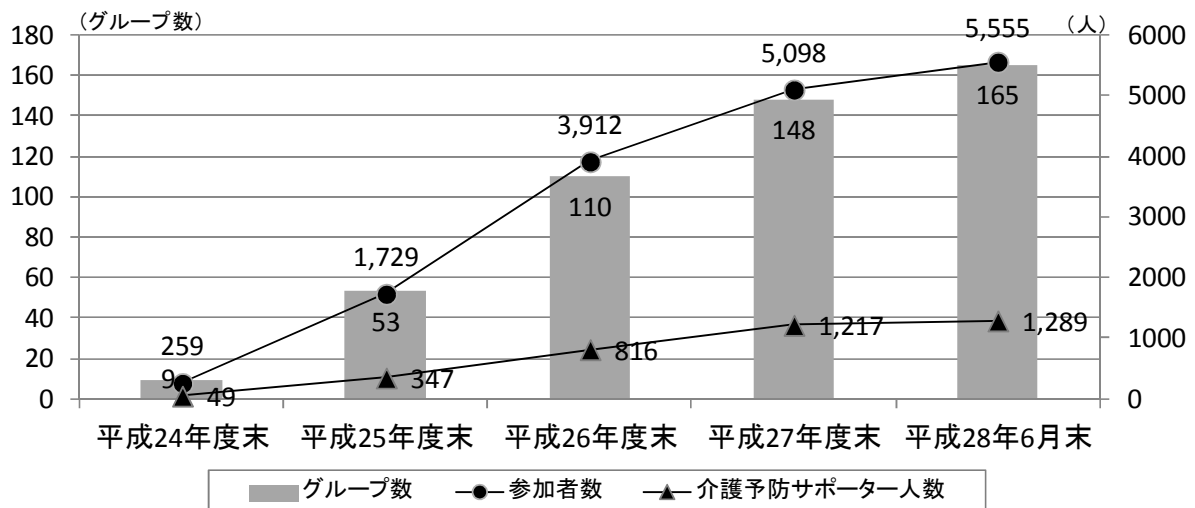
(1) 西宮いきいき体操

地域共生推進課 (0798)35-3294

高齢者が身近な地域で自主的かつ継続的に介護予防に取り組めるよう、筋力アップを目的とした「西宮いきいき体操」に取り組むグループの立ち上げと活動の支援を行っています。

また、健康づくりに関する知識・技術を身につけ、自らの健康づくりを実施するとともに、介護予防サポーターとして住み慣れた地域において高齢者の健康づくり・介護予防に関する取り組みや支援が自主的にできる人材を養成することを目的に介護予防サポーター養成講座を開催しています。

【実施状況（平成 28 年 6 月末現在）】



- ・平成 28 年 6 月末現在、165 グループ、5,555 人が取り組み、市内全域に広がっています。
- ・地域での顔の見える関係（コミュニケーション）、また新たな人間関係の構築（仲間づくり）につながっています。
- ・民生委員・児童委員も 177 人が参加されており、参加しなくても会場を覗いたりするなど、グループのサポートや参加者の見守り、虚弱高齢者や閉じこもり高齢者の誘い出しにもつながっています。
- ・要支援・要介護認定を受けている人 413 人（全体の約 7%）も地域の高齢者と共に参加されています。
- ・地域での見守り、助け合い、役割・いきがいを持つこと、また、体操以外の活動への広がりもみせています。

<体操以外の活動>

- ・茶話会、軽食を持ち寄り昼食会、食事会
- ・参加者が得意なことを披露
- ・宮水学園で学んだ内容の伝達、時事問題などの講話、防災や高齢化に関する講座
- ・折り紙や、編み物など手芸、写経
- ・歌を歌う、大正琴の演奏を聴く
- ・輪投げやダーツなどのゲーム、麻雀
- ・脳トレ、笑いヨガ、手指体操、タオル体操、体力測定会
- ・花見、季節行事、忘年会、誕生会、グランドゴルフ大会の開催 など

西宮いきいき体操の場が体操による健康づくりだけではなく、地域の住民同士がつどい、交流し合う場、仲間づくりの場、地域のつながりをつくる場にもなっています。

(2) シニアサポート事業

西宮市シニアサポートセンター(0798)67-0630

(福祉のまちづくり課(0798)35-3135)

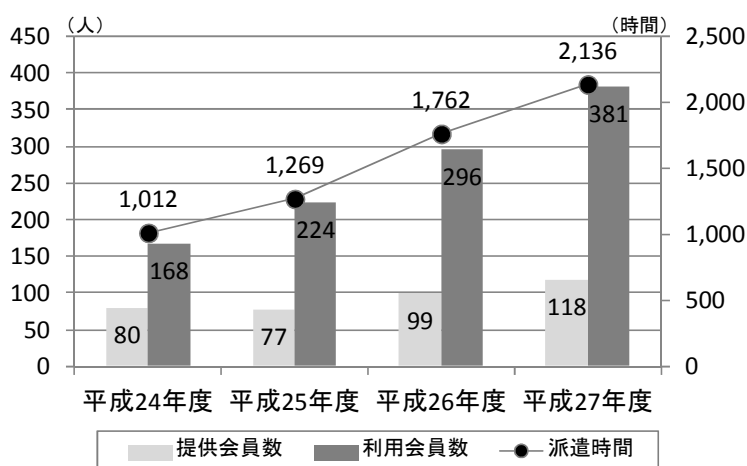
高齢者同士の有償の助け合い支援活動を通じ、地域におけるボランティアの養成と活動の促進を目的とした事業を実施しています。

本事業には、助け合い活動を行う『提供会員』と支援を受ける『利用会員』の2種類の会員があります。利用料は、1時間あたり500円(交通費別途)。提供会員・利用会員(※)間の直接支払い方式で、活動内容は、利用会員が日常生活で支援が必要とする内容としています。

(例：部屋の掃除、話し相手、庭の草取り・水やり、ガラス拭き、家具の移動、電球交換 等)

西宮市では、シニアサポートセンターを設置し、会員の登録・管理、有償ボランティア活動のコーディネートを行っています。(事業実施は、生活協同組合コープこうべに委託。)

今後も、現在の事業実施体制を継続し、年2回開催している提供会員登録説明会を通じて担い手の確保を進めていきます。



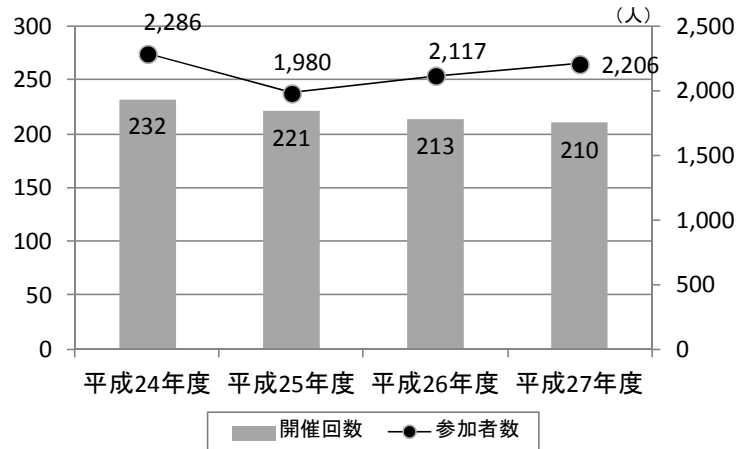
※提供会員…概ね60歳以上で、有償ボランティア活動に興味のある人。

※利用会員…65歳以上で、提供会員による支援を希望する人。

(3) 介護予防健康講座事業

地域共生推進課 (0798) 35-3294

地域の高齢者や高齢者関係団体に対して介護予防や認知症予防に関する講座の開催や、認知症予防パンフレットを配布するなど認知症予防の普及啓発や認知症に関する基礎知識の情報提供を実施しています。



(4) 地域づくり支援事業 (モデル実施)

福祉のまちづくり課 (0798) 35-3135

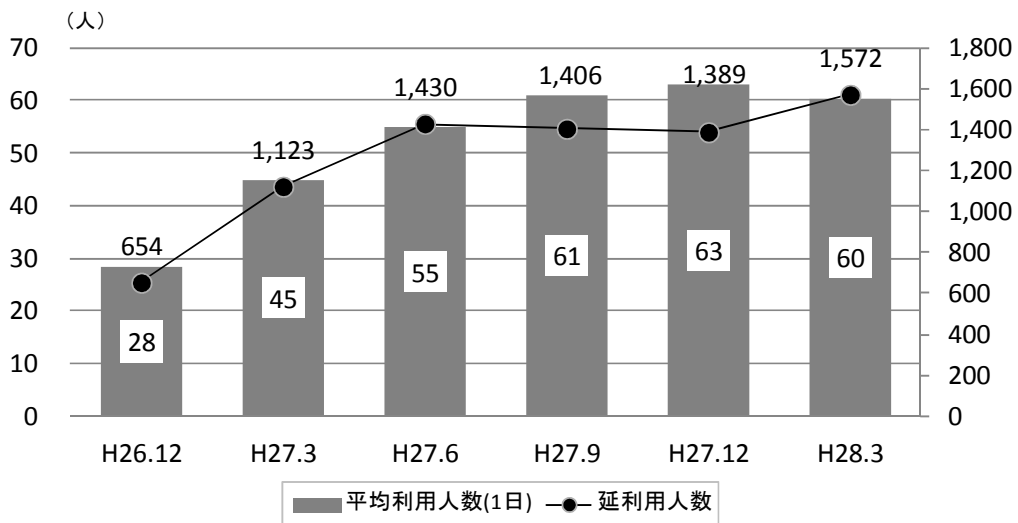
高齢者等が地域において自立した日常生活を営むことを目的として、地域住民が主体となり、次のような活動を行うモデル事業を高須圏域のNPO法人に委託して実施しています。

【主な活動】

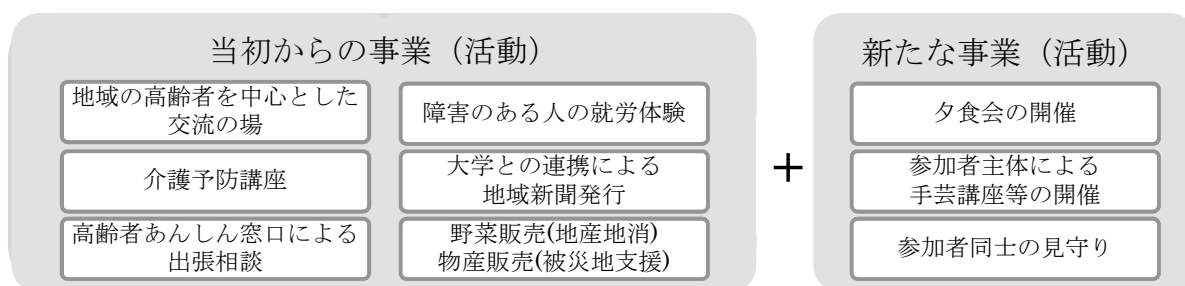
- ・地域の誰もが参加可能な共生型の交流サロンの実施
- ・高齢者の日常生活の相談
- ・体操や運動、手作業等の生活機能の向上をめざす取り組み
- ・地域のニーズ調査や関係機関との連携

【実施状況】

交流サロンは週6日実施されており、1日あたりの平均利用者数は約60人です。



モデル実施中の交流サロンでは、多岐にわたる活動が住民主体により行われています。



※平成 28 年 4 月からは今津圏域において週に 1 日、6 月からは安井圏域において週に 5 日、モデル事業を実施しています。

(5) 被災高齢者自立支援事業

生活支援課(0798)35-3175

災害復興公営住宅に住む高齢者を対象に、生きがい交流事業や近隣住民との連携を通じて良好なコミュニティを形成し、高齢者が生きがいを持って安心して自立生活を営めるように支援しています。生きがい交流事業としては、生活援助員を週 1 回程度派遣し、囲碁、将棋、手芸等の趣味活動、料理教室、カラオケ大会バザー等の催しや健康講座、介護教室等の支援事業を実施しています。

入居者の生活相談も受け付けており、生活全般に掛かる悩み等の相談を受け、必要に応じて専門相談窓口の紹介もしています。

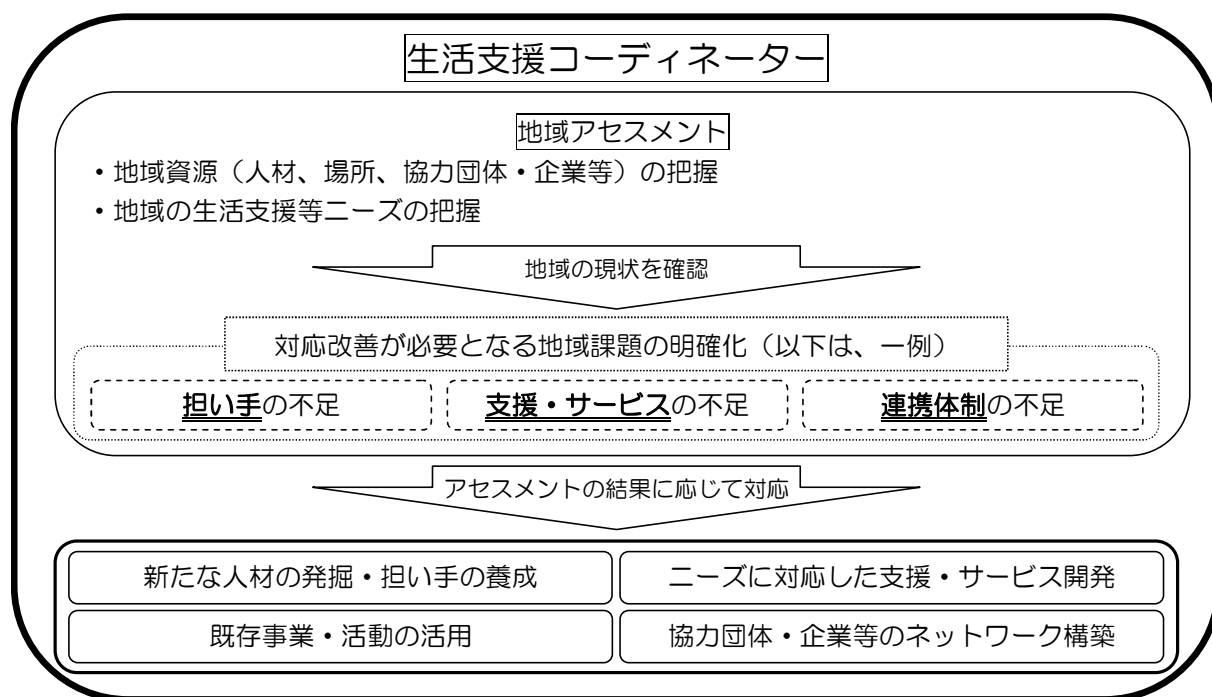
資料 4. 生活支援体制整備事業

(1) 生活支援コーディネーターの配置

生活支援体制整備事業を活用し、「地域住民をはじめ、NPO 法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ること」を目的として、本市では平成 27 年度から生活支援コーディネーターを配置することとしました。

西宮市社会福祉協議会に業務を委託し、平成 27 年 4 月から 2 名、平成 28 年 4 月からは 1 名増員して計 3 名の生活支援コーディネーターを配置しています。

生活支援コーディネーターは、多様な主体による多様な取り組みのコーディネートを担い、地域での一体的な活動を推進するため、次の業務を実施しています。



(2) 人材養成研修

介護人材の裾野の拡大を目的として実施する「家事援助限定型訪問サービス」の担い手となる「介護予防・生活支援員養成研修」は、本事業において実施する予定です。

また、地域福祉に関わる多様な人材の育成を目的として、新たに講座を開催する予定としています。

介護予防・日常生活支援総合事業の詳細については・・・

介護予防・日常生活支援総合事業の手引き（共通版）

予防専門型訪問サービスの手引き

家事援助限定型訪問サービスの手引き

予防専門型通所サービスの手引き

介護予防ケアマネジメントの手引き

介護予防・日常生活支援総合事業に関する問い合わせは・・・

要介護認定
事業対象者の特定
サービス計画届出書

・高齢福祉課
・（0798）35-3133・3348

給付管理

・介護保険課
・（0798）35-3048

事業者指定
加算・減算届出

・福祉のまちづくり課
・（0798）35-3152

人材養成研修

・福祉のまちづくり課
・（0798）35-3135